

豊かな自然と  
美しい景観に包まれて  
人がかがやく  
地域力のあるむら  
ひがししらかわ

# 東白川村第5次総合計画 後期基本計画

計画期間 令和元年度～令和4年度

令和元年5月

岐阜県東白川村

# 目次

## 第1編 基本構想

|                                          |   |
|------------------------------------------|---|
| 第1章 むらの将来像.....                          | 1 |
| 第2章 むらづくりのすすめ方(村民と行政の協働・地域と地域の連携による村づくり) |   |
| 第1項 村民と行政の協働によるむらづくり .....               | 2 |
| 第2項 村民本位の行政 .....                        | 3 |
| 第3章 政策大綱 .....                           |   |
| 第1項 施策の体系 .....                          | 4 |
| 第4章 基本構想の管理 .....                        |   |
| 第1項 計画期間等 .....                          | 5 |

## 第2編 基本計画(後期 R 元年度-R4年度)

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 第1章 現状の認識と近未来の展望 .....                  |    |
| 第1節 人口 .....                            |    |
| 第1項 推移・将来推計・人口戦略目標値 .....               | 6  |
| 第2項 人口動態・年齢別人口・人口戦略目標値 .....            | 7  |
| 第2節 行財政 .....                           |    |
| 第1項 財政 .....                            | 8  |
| 第2項 行政 .....                            | 9  |
| 第2章 政策の基本方針 .....                       |    |
| 第1節 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり .....        |    |
| 第1項 産業活力 .....                          | 10 |
| 第1 農業振興 .....                           | 10 |
| 第2 農業基盤 .....                           | 12 |
| 第3 林業振興 .....                           | 13 |
| 第4 商工振興 .....                           | 15 |
| 第5 観光交流 .....                           | 17 |
| 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり ..... |    |
| 第1項 交通通信 .....                          | 19 |
| 第1 国県道 .....                            | 19 |
| 第2 村道 .....                             | 21 |
| 第3 農林道 .....                            | 23 |
| 第4 公共交通 .....                           | 25 |
| 第5 地域情報化 .....                          | 26 |
| 第2項 生活環境 .....                          | 28 |
| 第1 簡易水道 .....                           | 28 |
| 第2 下水処理 .....                           | 30 |
| 第3 環境対策 .....                           | 32 |
| 第4 村営住宅 .....                           | 34 |
| 第5 公園整備 .....                           | 35 |
| 第6 地籍調査 .....                           | 36 |
| 第3項 安全確保 .....                          | 37 |
| 第1 消防防災 .....                           | 37 |
| 第2 防犯 .....                             | 39 |
| 第3 治山治水 .....                           | 40 |
| 第4項 地域活性化 .....                         | 42 |
| 第1 地域社会 .....                           | 42 |
| 第2 定住人口 .....                           | 44 |
| 第3 男女共同参画 .....                         | 46 |

### 第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第1項 民生福祉 .....      | 47 |
| 第1 社会福祉 .....       | 47 |
| 第2 子育て支援 .....      | 48 |
| 第3 保育園 .....        | 51 |
| 第4 母子・父子・寡婦福祉 ..... | 54 |
| 第5 障がい者福祉 .....     | 55 |
| 第6 生活保護 .....       | 56 |
| 第7 高齢者福祉 .....      | 57 |
| 第8 社会保障 .....       | 59 |
| 第2項 保健医療 .....      | 61 |
| 第1 健康づくり .....      | 61 |
| 第2 母子保健 .....       | 64 |
| 第3 医療確保 .....       | 66 |

### 第4節 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

|                   |    |
|-------------------|----|
| 第1項 教育振興 .....    | 68 |
| 第1 学校教育 .....     | 68 |
| 第2 生涯学習 .....     | 71 |
| 第3 学習・文化・芸術 ..... | 73 |
| 第4 生涯スポーツ .....   | 75 |

### 第3章 行財政運営の基本方針

|                    |    |
|--------------------|----|
| 第1 公有財産 .....      | 77 |
| 第2 徴税適正 .....      | 78 |
| 第3 行政改革 .....      | 79 |
| 第4 財政健全化 .....     | 80 |
| 第5 行政情報化 .....     | 81 |
| 第6 情報公開・情報発信 ..... | 82 |
| 第7 広域行政推進 .....    | 83 |

### 第3編 資料編

|                  |    |
|------------------|----|
| 第1 満足度調査結果 ..... | 84 |
|------------------|----|

# 第1編

# 基本構想

第1章 むらの将来像

第2章 むらづくりのすすめ方

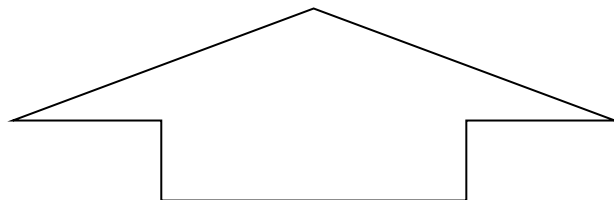
第3章 政策大綱

第4章 基本構想及び各計画の管理

## 第1章 むらの将来像

豊かな自然と  
美しい景観に包まれて  
人がかがやく  
地域力のあるむら  
ひがししらかわ

\*地域力=地域の絆や支え合う力によって、身近な問題を解決できる力を「地域力」と表現しています。



**小さいながらも、人が、いきいきとかがやいて活躍して  
こそ、わたしたちのむらに、地域力が生まれます。**

### ●将来像を設定した背景

わたしたちがめざす「むら」の将来像は、豊かな自然や山・川の恵み、農用地など優れた地域資源を活かし、独創性のある産業が発展しており、若者が元気に仕事をし、子どもたちは自然の中で元気に遊び、高齢者は健康で生きがいをもって安心して暮らし、美しく快適な地域でスポーツ・文化芸術活動などが活発に行われている、誰もが心豊かに生活できる活力にあふれたゆとりと潤いのあるむらです。

そして、村民自らが力をあわせて、産業をはじめ、保健・医療・福祉、教育・文化、生活環境など、あらゆる分野で主体的にむらを創り上げることに参加しており、住む地域に誇りと愛着を感じて、小さいながらも、誰もがいきいきとひかりかがやいて活躍しているむらです。

## 第2章 むらづくりのすすめ方

### (村民と行政の協働・地域と地域の連携による村づくり)

#### 第1項 村民と行政の協働によるむらづくり

##### ● 村民参加の促進

- ・むらづくりは、人づくりと言っても過言ではありません。時代のニーズにあった新しい諸施策を主体的に展開し、個性的かつ魅力的なむらづくりを進めていくためには、その中心となるリーダーの存在は不可欠ですので、各種施策のリーダーの育成について諸施策を行います。
- ・村民と行政がむらづくりに関する情報を共有するため、あらゆる機会を通じた行政情報の提供や公開を進めます。
- ・村民の誰もが、行政に対して簡単に意見を伝えることができるしくみとして、村長と語る村づくりミーティングや美しい村づくり委員会を設け、村民一人ひとりのむらづくりへの参加を促進します。
- ・村民個人や地域の事情に応じた行政との適切な役割分担のもと、自助、共助、公助の考え方に基づく、補完性の原則による協働のむらづくりを推進します。
- ・総合計画の各施策において、基本的な村民の役割と行政の役割を明確にしながら、協働のむらづくりを更に推進します。

##### ● 地域コミュニティの育成強化

- ・集落は、地域住民同士が相互に扶助しあいながら生活の維持・向上を図る生活扶助機能(例:冠婚葬祭など)、農林漁業等の地域の生産活動の維持・向上を図る生産補完機能(例:草刈り、道づくりなど)、農林地や地域固有の資源、文化等の地域資源を維持・管理する資源管理機能を果たしています。このような集落機能は、元気なむらを維持するために、重要な機能です。
- ・地域において、人と人との結びつきにより、防災や防犯をはじめ、福祉、生活環境、伝統文化等を支える、地域コミュニティの育成強化を図ります。
- ・村民の地域に対する誇りと愛着、地域の連帯意識を高め、地域住民が連携して地域の課題に取り組むことにより、住みなれた地域で安心して暮らせるむらづくりを進めます。
- ・各自治会について、集落担当職員を設置し、地域コミュニティ機能に応じた地域力(互助機能)向上の支援を行います。また、集落支援員の設置を研究します。
- ・集落同士の連携や助け合いに加え、集落合併の合意形成がされた場合には、再編による集落機能の維持強化を支援します。

##### ● 村民活動の促進

- ・地域福祉や環境問題をはじめ、防災・防犯、体育、文化など様々なテーマをもった村民活動団体が、それぞれの特性や専門性を発揮しつつ活発に活動し、相互に連携しながら地域社会を支えるとともに、時代のニーズにあった新たな公共サービスを提供することを促進します。
- ・村民の村民活動への参加のきっかけづくりとして、村民活動の情報発信や村民活動団体の運営や活動について支援します。
- ・教育や福祉などあらゆる分野において、村民活動団体の中心となる人材の育成や自立に向けた活動を支援します。

## 第2章 むらづくりのすすめ方

(村民と行政の協働・地域と地域の連携による村づくり)

### 第2項 村民本位の行政

#### ● 村民目線の行政サービス

- ・むらづくりの基本理念、目的を常に念頭においてそれぞれの事務事業を実行し、「村民本位」の観点から、村民に満足され、さらには感謝される質の高い行政サービスを提供します。
- ・全職員が親切・ていねいでわかりやすく、迅速な行政サービスの提供や事務事業の実行ができるよう、各種研修の受講義務化をするなどして、専門的知識・技術、村民との対話力など行政能力の向上を図ります。
- ・各種要望や問題に対し、より迅速に村民のニーズに対応できる“行動力”の強化を図ります。
- ・ニーズの多様化によって役場内の各課横断的対応など新たな取組が必要となっており、こうした多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、縦割りの弊害をなくすことを含めて、組織のあり方も弾力的に見直していきます。
- ・行政サービスの提供にあたっては、どのような方法が適切か、そのサービスを利用した村民の満足度を基準に判断し、村民と行政の協働による地域経営に取り組むため、村民本位による村民満足度を判断する仕組みづくりや、事業評価を実施します。

## 第3章 政策大綱

### 第1項 施策の体系

わたしたちがめざす、むらの将来像を実現するため、主要課題を踏まえて、「産業活力」、「生活環境」、「保健福祉」、「教育文化」の4つの分野の基本目標を定めました。

#### むらの将来像

自然豊かな美しいむらとともに  
人がかがやく地域力のあるむら  
ひがししらかわ

#### むらづくりの4分野の基本目標

##### 【産業活力】

産業活動が  
活発な、「**にぎわい**」の  
あるむらづく  
り

##### 【生活環境】

安全で快適  
な暮らしが  
実感できる  
「**すみよさ**」  
のあるむら  
づくり

##### 【保健福祉】

お互いに助  
け合い安心  
して暮らせ  
る「**やさし  
さ**」のあるむ  
らづくり

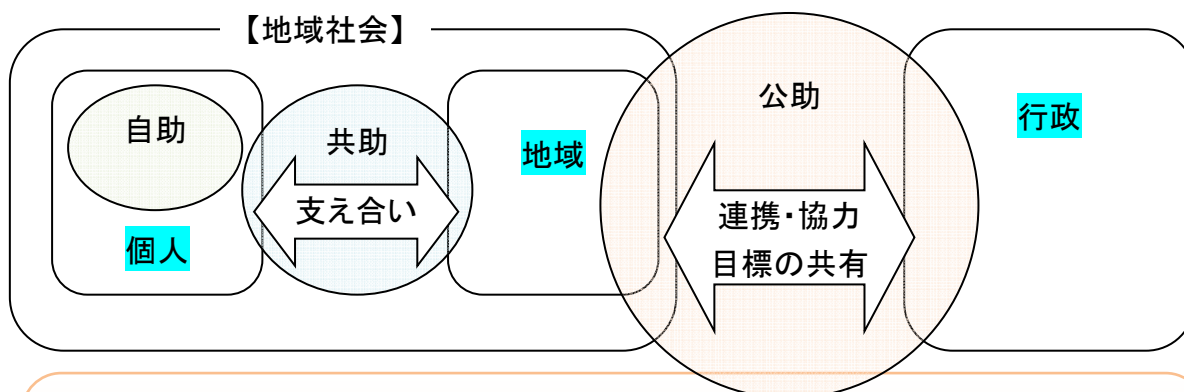
##### 【教育文化】

心の豊かさ  
が実感でき  
る「**ほこり**」  
のあるむら  
づくり

#### むらづくりのすすめ方

村民と行政の協働、地域と地域の連携によるむらづくり

#### 村民と行政の役割分担の概念



「自助・共助・公助」とは・・・

自助：自分でできることは自分でやること

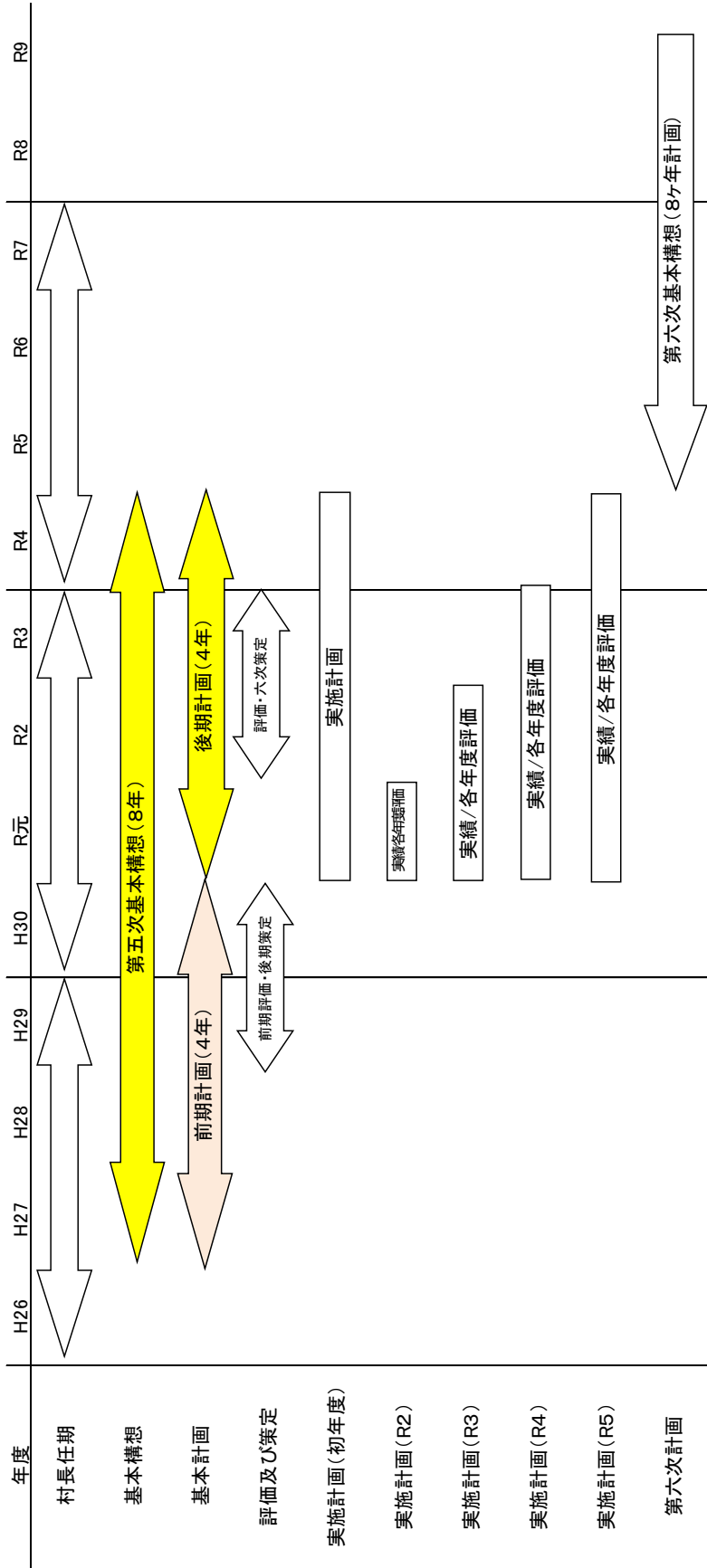
共助：近隣の住民が助け合っできることは互いに助け合うこと

公助：自助、共助でできないところは行政が行うこと



第4章 基本構想・基本計画・実施計画の管理

第1項 計画期間等



- 1、より政策実行型の計画とするため、村長任期と連動させ、前期4年後期4年の計画期間とします。
- 2、実施計画は、常に4年間の計画を保有するシステムとします。毎年度、過年度分の実績を積みあげて、5年後1年度分を新たに追加します。

# 第2編

# 基本計画

(後期 R 元-R4)

第1章 現状の認識と近未来の展望

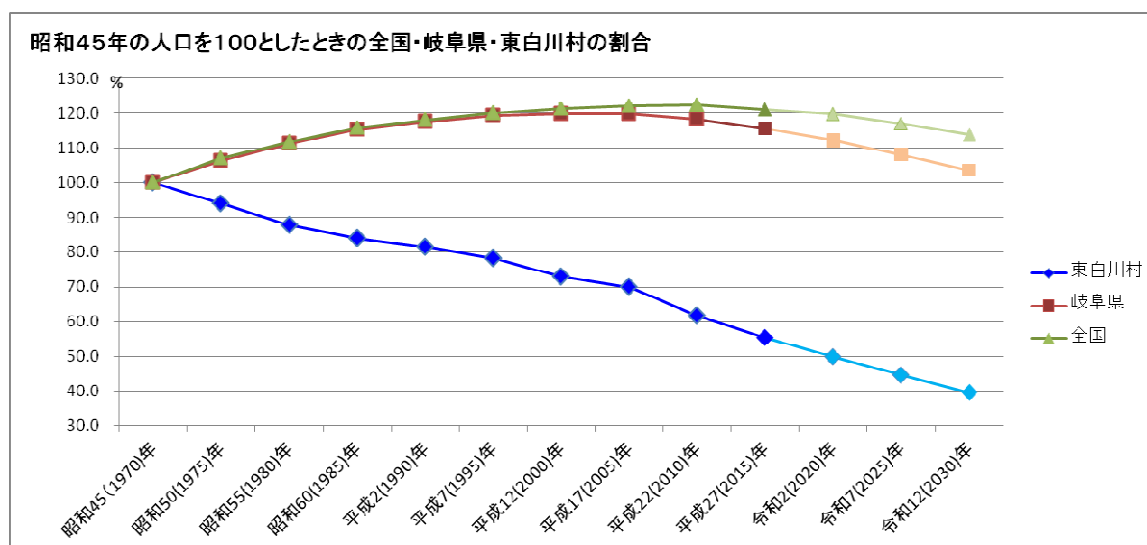
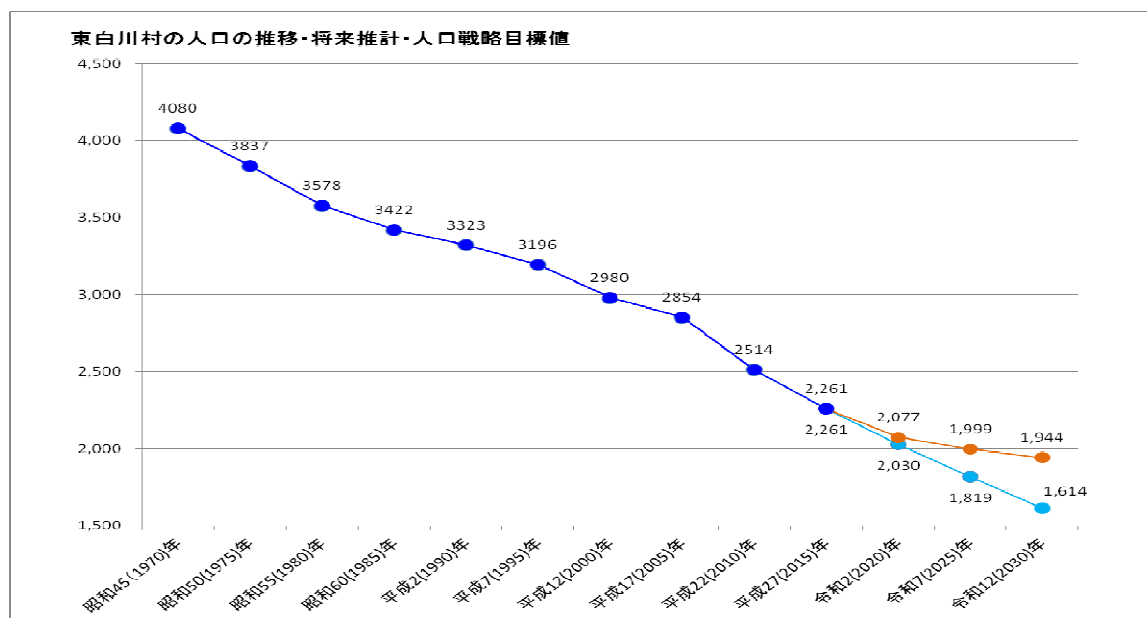
第2章 政策の基本方針

第3章 行財政運営の基本方針

## 第1節 人口

## 第1項 推移・将来推計・人口戦略目標値

- ・東白川村の人口は、昭和22年をピーク(5,165人)に、戦後の経済成長による都市への人口流出が始まってから、年平均40人程度の減少を続けています。また、昭和30年代から平成初期までは、社会動態(転出と転入の差)による減少が主体でしたが、平成10年代になると、社会動態の減少は半減する反面、自然動態(死亡と出生の差)で減少してきており、近年の少子高齢化など、社会の情勢を背景に減少構造も変化してきています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所が公表している人口推計などを参考に、東白川村の人口を推計しますと、令和7年には2,000人を下回ると予測されます。
- ・人口問題研究所の資料によりますと全国の人口も今後は減少し、その減少を上回る比率で岐阜県の人口も減少すると推計されています。このような背景の中で本村の人口を増やすことは非常に困難な課題と言えますが、村の活性化のために人口推計を上回る人口戦略目標値を設定します。



## 第1節 人口

### 第2項 人口動態・年齢別人口・人口戦略目標値

- ・社会動態の人口推計では、現在の社会状況に大きな変化はなく、転入が転出を上回ることではなく、年間20人以上の減少が予測されます。
- ・自然動態では、大きな変化はないと推計していますが、出生数は、平成29年が7人となっており、今後も10人程が継続すると推測され、子育てや学校教育などの課題への影響は大きくなりますので事前の対策が必要です。死亡については30人程としています。健康長寿対策は重要な政策で、今後も充実してまいります。数値には表れにくいと捉えています。
- ・人口推計に甘んずることなく人口対策を重点課題として取り組むために、人口推計とは別に人口戦略目標値を設定しています。目標数値は、転入、転出、出生の要素において、毎年2.5%の改善目標を立てています。
- ・基本計画では、人口対策を戦略的に行う課題については人口戦略目標数値を、それ以外の課題では将来推計を基準に計画を策定しています。
- ・年代別人口推計では、15歳未満の人口は、大幅に減少する反面、75歳以上の人口は、ほぼ横ばいで推移すると予測されています。また、村は、元気な高齢者の皆さんが現役で活躍されている現状を踏まえ、75歳までを生産人口として、位置づけることにしています。

#### ・人口動態からみた人口の推移と将来推計

単位:人 実績値 推計値

| 総合計画期間区分 | 四次総(後期) |       |       |       | 五次総(前期) |       |       |       | 五次総(後期) |       |       |       | 六次総(前期) |       |       |       | 六次総(後期) |       |       |       |
|----------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|
| 年度       | H23     | H24   | H25   | H26   | H27     | H28   | H29   | H30   | R01     | R02   | R03   | R04   | R05     | R06   | R07   | R08   | R09     | R10   | R11   | R12   |
| 転入       | 64      | 63    | 43    | 48    | 46      | 46    | 58    | 48    | 48      | 48    | 50    | 50    | 50      | 50    | 50    | 50    | 50      | 50    | 50    | 50    |
| 転出       | 86      | 64    | 86    | 75    | 77      | 75    | 70    | 67    | 67      | 66    | 73    | 73    | 73      | 73    | 72    | 72    | 72      | 71    | 70    | 70    |
| 社会動態増減   | -22     | -1    | -43   | -27   | -31     | -29   | -12   | -19   | -19     | -18   | -23   | -23   | -23     | -23   | -22   | -22   | -22     | -21   | -20   | -20   |
| 出生       | 15      | 12    | 11    | 11    | 14      | 4     | 7     | 10    | 10      | 10    | 10    | 10    | 10      | 10    | 10    | 10    | 10      | 10    | 10    | 10    |
| 死亡       | 37      | 46    | 41    | 48    | 53      | 40    | 42    | 30    | 30      | 30    | 30    | 30    | 30      | 30    | 30    | 30    | 30      | 30    | 30    | 30    |
| 自然動態増減   | -22     | -34   | -30   | -37   | -39     | -36   | -35   | -20   | -20     | -20   | -20   | -20   | -20     | -20   | -20   | -20   | -20     | -20   | -20   | -20   |
| 人口動態増減   | -44     | -35   | -73   | -64   | -70     | -65   | -47   | -39   | -39     | -38   | -43   | -43   | -43     | -43   | -42   | -42   | -42     | -41   | -40   | -40   |
| 国勢調査の調整  |         |       |       |       | 33      |       |       |       |         |       |       |       |         |       |       |       |         |       |       |       |
| 人口(推計)   | 2,470   | 2,435 | 2,362 | 2,298 | 2,261   | 2,196 | 2,149 | 2,110 | 2,071   | 2,033 | 1,990 | 1,947 | 1,904   | 1,861 | 1,819 | 1,777 | 1,735   | 1,694 | 1,654 | 1,614 |

#### ・人口動態からみた人口の推移と人口戦略目標値

単位:人 実績値 目標値

| 総合計画期間区分 | 四次総(後期) |       |       |       | 五次総(前期) |       |       |       | 五次総(後期) |       |       |       | 六次総(前期) |       |       |       | 六次総(後期) |       |       |       |
|----------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|
| 年度       | H23     | H24   | H25   | H26   | H27     | H28   | H29   | H30   | R01     | R02   | R03   | R04   | R05     | R06   | R07   | R08   | R09     | R10   | R11   | R12   |
| 転入       | 64      | 63    | 43    | 48    | 46      | 46    | 58    | 53    | 54      | 55    | 59    | 60    | 61      | 63    | 64    | 61    | 63      | 64    | 63    | 64    |
| 転出       | 86      | 64    | 86    | 75    | 77      | 75    | 70    | 61    | 60      | 57    | 62    | 61    | 60      | 58    | 56    | 59    | 58      | 56    | 56    | 55    |
| 社会動態増減   | -22     | -1    | -43   | -27   | -31     | -29   | -12   | -8    | -6      | -2    | -3    | -1    | 1       | 5     | 8     | 2     | 5       | 8     | 7     | 9     |
| 出生       | 15      | 12    | 11    | 11    | 14      | 4     | 7     | 11    | 11      | 12    | 12    | 12    | 12      | 13    | 13    | 12    | 13      | 13    | 13    | 13    |
| 死亡       | 37      | 46    | 41    | 48    | 53      | 40    | 42    | 30    | 30      | 30    | 30    | 30    | 30      | 30    | 30    | 30    | 30      | 30    | 30    | 30    |
| 自然動態増減   | -22     | -34   | -30   | -37   | -39     | -36   | -35   | -19   | -19     | -18   | -18   | -18   | -18     | -17   | -17   | -18   | -17     | -17   | -17   | -17   |
| 人口動態増減   | -44     | -35   | -73   | -64   | -70     | -65   | -47   | -27   | -25     | -20   | -21   | -19   | -17     | -12   | -9    | -16   | -12     | -9    | -10   | -8    |
| 国勢調査の調整  |         |       |       |       | 33      |       |       |       |         |       |       |       |         |       |       |       |         |       |       |       |
| 人口(推計)   | 2,470   | 2,435 | 2,362 | 2,298 | 2,261   | 2,196 | 2,149 | 2,122 | 2,097   | 2,077 | 2,056 | 2,037 | 2,020   | 2,008 | 1,999 | 1,983 | 1,971   | 1,962 | 1,952 | 1,944 |

#### ・年代別人口の推移と将来推計

単位:人 実績値 推計値

| 総合計画期間区分 | 四次総(後期) |       |       |       | 五次総(前期) |       |       |       | 五次総(後期) |       |       |       | 六次総(前期) |       |       |       | 六次総(後期) |       |       |       |
|----------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|
| 区分       | H23     | H24   | H25   | H26   | H27     | H28   | H29   | H30   | R01     | R02   | R03   | R04   | R05     | R06   | R07   | R08   | R09     | R10   | R11   | R12   |
| 0～14歳    | 286     | 291   | 269   | 261   | 244     | 220   | 208   | 228   | 223     | 191   | 187   | 183   | 179     | 175   | 162   | 158   | 155     | 151   | 147   | 128   |
| 15～64歳   | 1,186   | 1,161 | 1,099 | 1,045 | 1,064   | 1,029 | 1,003 | 993   | 975     | 903   | 884   | 865   | 846     | 827   | 777   | 759   | 741     | 724   | 707   | 633   |
| 65～74歳   | 375     | 359   | 372   | 385   | 365     | 363   | 359   | 341   | 334     | 365   | 357   | 350   | 342     | 334   | 316   | 309   | 301     | 294   | 287   | 300   |
| 75歳以上    | 623     | 624   | 622   | 607   | 588     | 584   | 579   | 548   | 539     | 574   | 562   | 549   | 537     | 525   | 564   | 551   | 538     | 525   | 513   | 553   |
| 合計       | 2,470   | 2,435 | 2,362 | 2,298 | 2,261   | 2,196 | 2,149 | 2,110 | 2,071   | 2,033 | 1,990 | 1,947 | 1,904   | 1,861 | 1,819 | 1,777 | 1,735   | 1,694 | 1,654 | 1,614 |

## 第2節 行財政

## 第1項 財政

- ・経常収支比率は、80％台と良好な状態を維持していますが、平成29年度は88.6％と上昇しているため、今後、人件費や起債発行額の抑制など対策が必要となってきます。
- ・実質公債費比率は、28、29年度決算において、10.2％となりました。今後も計画的な起債発行に努めますが、各種施設も改修時期を迎えるため、そのための有利な起債は積極的に利用していきます。
- ・財政調整基金積立金は、24年度末に目標としていた標準財政規模の1/2であります8億円を達成しましたが、今後も引き続き財政規律を保って、モラルハザードに陥ることなく、少しでも財政体力の強化に努めます。
- ・総合計画実施計画の適正管理、新地方公会計制度による財務諸表や固定資産台帳などを活用し中長期財政計画を作成し、財政の安定運用を目指します。

## 普通会計 財政規模の推移

単位：千円

| 区分           | H24       | H25       | H26       | H27       | H28       | H29       |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入合計         | 2,958,743 | 3,014,349 | 2,996,174 | 2,908,956 | 3,038,312 | 2,958,963 |
| 歳出合計         | 2,151,111 | 2,039,391 | 2,715,074 | 2,607,979 | 2,711,190 | 2,617,792 |
| 歳入歳出差引額      | 807,632   | 704,958   | 281,100   | 300,977   | 327,122   | 341,171   |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 | 14,955    | 93        | 11,850    | 63,284    | 29,036    | 4,595     |
| 実質収支         | 792,677   | 704,865   | 269,250   | 237,693   | 298,086   | 366,576   |
| 財政調整基金(積立)   | 120,000   | 1,000     | 402,000   | 2,000     | 1,000     | 25,340    |
| 財政調整基金(取崩)   | 0         | 0         | 0         | 100,000   | 150,000   | 50,000    |
| 実質単年度収支      | 275,163   | -86,812   | -33,615   | -129,557  | -88,607   | 13,830    |
| 村税           | 194,598   | 203,558   | 202,501   | 196,238   | 199,473   | 204,306   |
| 地方交付税        | 1,373,391 | 1,344,427 | 1,368,320 | 1,417,641 | 1,393,536 | 1,397,592 |
| 標準財政規模       | 1,573,636 | 1,572,720 | 1,563,807 | 1,616,885 | 1,584,111 | 1,515,369 |
| 財政力指数        | 0.145     | 0.146     | 0.142     | 0.140     | 0.138     | 0.14      |
| 実質収支比率       | 50.4      | 44.8      | 17.2      | 14.7      | 18.8      | 24.2      |
| 実質公債費比率      | 12.0      | 10.9      | 10.7      | 10.3      | 10.2      | 10.2      |
| 経常収支比率       | 80.3      | 82.1      | 86.6      | 81.2      | 88.1      | 88.6      |
| 積立金残高        | 935,902   | 1,139,758 | 1,572,396 | 1,564,759 | 1,435,515 | 1,422,440 |
| うち財調基金       | 800,000   | 801,000   | 1,203,000 | 1,105,000 | 956,000   | 931,340   |
| 地方債現在高       | 2,324,978 | 2,274,971 | 2,352,405 | 2,392,001 | 2,752,039 | 2,727,346 |

## 第2節 行財政

## 第2項 行政

(行政改革への取り組み)

- ・昭和60年度に第一次行政改革大綱を制定し、その取り組みを始め、現在は、第六次行政改革大綱(H30-R4)により、常に時代に対応した行政への改革を続けています。

(人材の育成)

- ・村民の皆様により質の高い行政サービスを提供するためには、村職員一人ひとりの資質を常に向上させることが必要不可欠ですので、人材育成基本方針に沿って、各種研修参加の義務付けや、適正な勤務評価を行い、新たな時代に対応できる職員の育成を図ります。

(事務事業の見直し)

- ・事務事業や補助金の整理統合や規制緩和、民間委託を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう努力を続けます。

(組織、機構の見直し)

- ・社会情勢や住民ニーズの変化に対応できる柔軟な組織編成を行うとともに、縦割り行政から脱却し、課を超えた事務体制を構築し、職員の能力を最大限に引き出すように努力します。

(職員の定員管理)

- ・これまでの、事務の効率化などにより、職員の削減を実施してきましたが、今後は、新規採用も計画的に実施し、住民ニーズに応えるとともに、行政としての強化を図ります。

(公共施設管理)

- ・公共施設等の更新が大きな課題となっている中、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、施設の今後のあり方に関する基本的な方向性を示すものとして、公共施設等総合管理計画を策定しました。今後は、更に個別管理計画を策定し、計画的で適切な維持、管理を行います。

## ・職員数の動向と計画値

|               |                  | 単位：人   |        |        |        |        |        |        |        |                     |
|---------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------------|
|               |                  | 実績値    |        |        |        | 計画値    |        |        |        |                     |
| 項 目           | 職種区分             | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和01年度 | 令和02年度 | 令和03年度 | 令和04年度 |                     |
| 計画人員数         | 一般行政職            | 39     | 40     | 40     | 39     | 41     | 41     | 42     | 42     |                     |
|               | 保育園・子育て          | 5      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      |                     |
|               | 教育委員会<br>(生涯学習係) | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 教育長含まない<br>教育指導主事含む |
|               | バス用務員            | 1      | 1      | 2      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      |                     |
|               | 小計(普通会計)         | 50     | 52     | 53     | 53     | 55     | 55     | 56     | 56     |                     |
|               | 診療所              | 11     | 11     | 11     | 11     | 11     | 9      | 9      | 9      | 派遣医師含む<br>事務局長含む    |
|               | 水道+下水            | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |                     |
|               | 小計(公営企業)         | 13     | 13     | 13     | 13     | 13     | 11     | 11     | 11     |                     |
|               | 合計               | 63     | 65     | 66     | 66     | 68     | 66     | 67     | 67     |                     |
| 実人員数<br>予定人員数 | 一般行政職            | 42     | 41     | 41     | 41     | 41     | 41     | 42     | 42     |                     |
|               | 保育園・子育て          | 5      | 6      | 5      | 5      | 6      | 6      | 6      | 6      |                     |
|               | 教育委員会<br>(生涯学習係) | 5      | 5      | 4      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 教育長含まない<br>教育指導主事含む |
|               | バス用務員            | 1      | 1      | 2      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      |                     |
|               | 小計(普通会計)         | 53     | 53     | 52     | 54     | 55     | 55     | 56     | 56     |                     |
|               | 診療所              | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     | 10     | 9      | 9      | 派遣医師含む<br>事務局長含む    |
|               | 水道+下水            | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |                     |
|               | 小計(公営企業)         | 14     | 14     | 14     | 14     | 14     | 12     | 11     | 11     |                     |
|               | 合計               | 67     | 67     | 66     | 68     | 69     | 67     | 67     | 67     |                     |

## 第1節 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

### 第1項 産業活力

#### 第1 農業振興

##### ●施策の目標

- ・安心・安全な農産物の消費者ニーズが高まる中、本村のような中山間地の自然条件を活かして栽培される農産物は、高付加価値化を図ることが可能であるため、畜産、緑茶、水稻、園芸作物や新規作物等を研究し、農業生産基盤の整備、販売体制の確立を目指すとともに、各生産組合の活動育成と将来の農業を担う若い農業従事者の確保・育成を図ります。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・園芸作物では、トマト農家の10a当たりの反収10tという目標を上回るとともに、新規就農者を研修生として受け入れる体制整備ができました。
- ・野菜販売は、道の駅、白川茶屋、ふるさと企画等の店舗で販売するとともに、持続可能なネットワーク事業で可児市方面へ出荷が出来る仕組みができました。
- ・中津川市家畜診療所と協定を結び、肥育牛等の獣医師を確保しました。

##### ●今後の課題

- ・トマト農家は平成10年頃には30戸、4.3ha程ありましたが、高齢化による担い手不足により現在は15戸、2.3haと減少しています。研修制度による新規就農者の積極的な受入支援と、規模拡大を図る意欲のある農家の支援が必要です。
- ・肥育及び繁殖牛の畜産農家は、高齢化により後継者が不足しているため徐々に飼育頭数を減らす農家も出てきました。畜産経営を担う後継者対策と経営開始までの研修生等の受入体制整備が課題です。
- ・水田は、農家の大半がみのりの郷東白川(株)等に作業を委託して耕作を行う体系が確立していますが、個人との受委託関係のため、農業者の高齢化等による担い手不足から農地の荒廃が危惧されます。そのため集落営農組合で農地を守る体制の推進が必要です。
- ・茶は、生産組合の後継者たちが農地を借りてなんとか生産を続けていますが、荒茶価格の低迷や減収等により生産意欲が減退し、組合員の減少に歯止めがかからない状況です。生葉受入量の減少により、工場の経営状況も厳しくなっています。安定的な収量を確保するための生産基盤の整備と販売体制の強化等、積極的な改革が必要です。
- ・茶工場は、平成9年に農業生産体制強化総合推進対策事業により神土・越原・黒淵の工場を合併し現在の村内2工場となっていますが、各施設は既に老朽化しており、工場の統廃合を含め再配備の検討が必要です。
- ・鳥獣害による農作物の被害が増大しているため、鳥獣害防止柵等の整備が必要です。
- ・みのりの郷東白川(株)の機械更新は、中山間地域等直接支払交付金により、協定集落の同意のもと、毎年更新してきましたが、第4期対策の交付金に頼らない他の補助事業等による支援が必要です。

##### ●その対策

- ・担い手対策として、新規就農者への研修受入や就農時の支援、水田を中心とした集落営農組織の育成支援及び振興作物(茶、トマト)や有機農法による作物、畜産等で意欲ある農家の



面積拡大等への支援を行うとともに、個別経営農家や活動組織を強化し、継続できる農業を目指します。

- ・農業を持続するための将来に向けた農業生産団体との協議及び検討会を実施し、集落営農等将来的なビジョン作成等を推進します。
- ・栽培体系の異なる2組合の独自性を活かし、荒茶生産及び加工施設の合理化を図ります。
- ・質の高い高級茶路線の販売戦略を行い、それに合わせた栽培体系での茶農家の所得向上を図ります。
- ・今後の生産から販売までのビジョンを含めた茶産地構造改革計画を作成し、今後の茶産地としての姿を描きます。
- ・6次産業化の推進や米・茶等の村内産品販売促進事業により農家の所得向上を図ります。
- ・みのりの郷東白川(株)により農業の受委託を行い、農地の荒廃防止を図るとともに農作業の機械更新等を支援します。
- ・制度事業等を活用して集落単位での鳥獣害防止柵等を設置し、鳥獣害対策を進めます。
- ・新たな米政策における新規作物を研究し、農業生産に取り組む、認定農業者、集落営農組織、認定就農者等への支援をします。

### ●具体的な事業名・工事名

#### ＊ハード事業

- ・茶園改植支援事業
- ・製茶組合の施設整備補助事業
- ・農産物販売施設整備事業(白川茶屋・野菜村等の販売施設の機能充実整備)
- ・鳥獣害対策に向けた防止柵等の整備事業
- ・農業環境サポートの農作業機械整備補助事業
- ・村単事業による小規模茶園整備事業
- ・県営中山間事業による茶園整備事業及び茶園の集約化推進
- ・畜産有機プラント機械整備事業

#### ＊ソフト事業

- ・茶業振興会活動支援事業
- ・茶販売拡大支援事業
- ・園芸振興会活動支援事業
- ・茶商会活動の支援事業
- ・新規就農者への支援事業
- ・中山間地域直接支払交付金
- ・多面的機能支払交付金(旧農地・水保全管理支払交付金)
- ・耕作放棄地対策支援事業
- ・集落営農への取組支援事業
- ・産地としての新規作物の調査研究推進事業



## 第1節 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

### 第1項 産業活力

#### 第2 農業基盤

##### ●施策の目標

- ・高齢化や担い手不足による農地の荒廃が懸念される中、引き続き農業基盤の整備や維持修繕を行い持続可能な農業の推進を図ります。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・昭和57年からの県営畑地帯総合土地改良事業では水田・畑の整備を全村的に行い、最近では県単土地改良施設修繕事業、土地改良区修繕事業等で施設の改良、修繕等を行いました。

##### ●今後の課題

- ・昭和50年代後半から始まった県営畑総を中心とする農業基盤整備事業で整備された施設等の老朽化が進み維持修繕が問題となっています。
- ・土地改良区の解散について、償還金の未返済が支障となっています。

##### ●その対策

- ・県営中山間地域総合整備事業(東白川地区・平成26年度～)を実施し、老朽化した農業用施設の修繕に努めます。
- ・茶農家の高齢化、担い手不足の解消策として、茶樹の管理、摘採等の機械化を目指し茶園造成候補地の選定、検討を行い、農地造成を展開します。
- ・茶栽培の機械化を推進する事から茶工場の運営についても統廃合を含めた検討を行い、コスト削減を支援します。
- ・老朽化した農業用施設の長寿命化計画を作成し、計画的な修繕事業を実施します。
- ・農業振興と一体となった基盤整備を推進します。
- ・各農業施策と連携した農道、用排水路の維持修繕やほ場の修繕等を推進します。
- ・美しい村づくり事業の中で、景観を重視した「茶畑の景観保全」を推進します。
- ・土地改良区の解散後、農地、農業用施設の維持管理について、地元管理組織の体制整備を確立します。

##### ●具体的な事業名・工事名

###### \*ハード事業

- ・県営中山間地域総合整備事業(東白川地区)
- ・機械化対応茶園整備事業
- ・村単事業による小規模茶園整備事業

###### \*ソフト事業

- ・多面的機能支払交付金
- ・次期県営土地改良事業についての検討
- ・美しい村づくり事業による茶畑の景観整備事業

## 第1節 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

### 第1項 産業活力

#### 第3 林業振興

##### ●施策の目標

- ・豊かな森づくりを推進し、適度な植林と間伐の実施により環境保全と生産林の整備に取り組みます。
- ・大型公共施設等の木造化を推進するため、間伐材等の活用推進と製品の高付加価値材の受注促進、地域材の利用拡大と木材産業の活性化を図ります。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・村全山林のFSC®森林認証の推進を行いました。

##### ●今後の課題

- ・木材価格の低迷、林業従事者の高齢化などにより必要な施業が行き届かず、林業の活性化、山林の公益的機能を阻害していることが問題となっています。
- ・今後は多用途に応じた木材製品の対応を視野に入れた事業展開が必要となり、従来の優良柱材の生産施策を基本におき、需要に応じた供給体制の整備、生産コストの縮減が最大の課題となります。
- ・製材等加工施設の老朽化による設備更新が課題となります。

##### ●その対策

- ・森林所有者への施業負担の軽減により、荒廃防止に取り組みます。
- ・村の山林全てのFSC®森林認証化を図ります。
- ・東京都港区「みなと森と水ネットワーク会議」への参画等により間伐材の利用推進と「乾燥」「強度」「品質」「性能」を表示した高品質材の受注促進を図ります。
- ・村内の木材関連企業全てがCoCを取得し、加工製品の高付加価値化を推進します。
- ・間伐材利用で薪等の林産物を生産し、ホームセンターなどに販売します。
- ・林道・作業道の整備や組合の施設整備により、作業の効率化等を図ります。
- ・地域性を生かした「東濃ひのき」の差別化を推進します。
- ・木材関連事業への支援として、東白川製材協同組合への加工機器整備に対する支援を行い品質管理の徹底による性能表示を含めた高付加価値化を図り販売促進を展開し、今後も他産地との差別化について支援を行います。
- ・森林環境譲与税により各種事業を展開します。
- ・100年の森林づくり構想事業の策定を進め、適地適植の森林整備事業を図ります。
- ・森林経営管理法による取り組みを推進します。

##### ●具体的な事業名・工事名

＊ハード事業

- ・森林組合施設等整備補助事業
- ・植林、間伐等の森林整備事業
- ・基幹林道、作業道等の整備事業
- ・製材組合、プレカット組合の施設整備補助事業

＊ソフト事業

- ・FSC®森林認証の推進事業
- ・CoC認証の取得推進事業
- ・利用間伐の推進事業
- ・公共施設整備事業への村内材の活用事業
- ・森林整備地域活動支援交付金事業
- ・森林作業員の技術講習開催事業
- ・民間企業の社会貢献事業との連携強化
- ・林業・製材業・建築業担い手育成事業
- ・森林環境譲与税事業
- ・100年の森林づくり構想事業

注) FSC®: 森林環境保全に配慮した施業の認証制度

CoC: FSC®森林認証制度の「製造・加工・流通」における認証制度

## 第1節 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

### 第1項 産業活力

#### 第4 商工振興

##### ●施策の目標

- ・つちのこ商品券のさらなる利用促進や高品質な木材製品の提供、安心安全地場産品の販売促進等を商工会等と連携した事業推進を行います。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・東白川村商業協同組合による小売店舗倒産により消費活動の利便性低下が危惧されましたが、平成24年度に村外からの企業参加により小売事業の確保が出来、村民が不便なく買い物出来る環境づくりの一部を達成する事ができました。
- ・平成28年度に東白川村が運営するECモール「つちのこマルシェ」を開設し、小規模事業所においてもネット通販を展開できる環境を整備しました。

##### ●今後の課題

- ・地域産業活性化対策として、つちのこ商品券による村内の消費拡大策を目的に商工会に支援を行い、その結果、消費の村外流出を抑える効果をあげています。今後は村内小売りサービス業の支援も視野に入れた事業展開が求められています。また、食品宅配や高齢者向け出張販売などの模索検討が求められています。
- ・フォレストスタイル事業により村内工務店の建築受注棟数は回復しましたが、ここ数年は30棟前後での頭打ち状態が続いており、更なる受注拡大が課題となっています。また、東白川村の建築業の維持・発展のためには、担い手の育成も課題となっています。
- ・ECモール「つちのこマルシェ」は、平成29年度末で22事業所(23店舗)が参加していますが、今後の売上拡大のためには、SEO対策や魅力のある商品づくりが課題となっています。
- ・岐阜部品㈱は村内最大の出荷額と雇用を有する村が誘致した企業です。同社の主力製品である自動車部品は産業のグローバル化等の影響を受けて今後も安定的な需要があるか予断を許さない面がみられます。
- ・第3セクターの経営管理に対する支援が必要です。

##### ●その対策

- ・村内事業者支援として商工会への支援を行います。
- ・フォレストスタイル事業では営業強化による受注棟数の拡大と、村の助成制度による雇用環境支援により、建築業における担い手の育成を図ります。
- ・ECモール「つちのこマルシェ」では、加盟事業所に対するSEO対策勉強会を開催すると共に、国の交付金事業を活用し、魅力あるサイトづくり、商品づくりなどの支援を行います。
- ・つちのこ商品券による村内消費の拡大を図ります。
- ・起業家支援と事業継承者への支援を行います。
- ・矢崎グループの企画力や販売力が利用できる岐阜部品㈱の強みを生かして、村内資源の商品化や販売促進を協力して展開します。

- ・濃飛建設事業者職業訓練協会と連携し、白川大工の育成に努めます。
- ・村外者につちのこメンバーズカードを発行し、村内で買物をした際に特典を付与とすることにより、村内の消費拡大を図るとともに東白川村との繋がりを持たせます。
- ・ふるさと納税をビジネスと位置付け、返礼品を米、木工製品などの農林産物に重点を置き農林業振興を図ります。

## ●具体的な事業名・工事名

### ＊ソフト事業

- ・フォレストスタイル事業
- ・ECモール「つちのこマルシェ」運営事業
- ・商業活性化支援事業(つちのこ商品券発行支援)
- ・商工会経営改善普及事業
- ・商工業設備資金利子補給事業
- ・中小企業退職金共済制度補助事業
- ・地場産業振興対策事業
- ・雇用促進奨励助成事業
- ・従業員教育支援事業
- ・商工業新規開業支援事業
- ・建築技能者確保対策事業

注) SEO 対策：検索結果で Web サイトがより多く露出されるために行う対策

## 第1節 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

### 第1項 産業活力

#### 第5 観光交流

##### ●施策の目標

- ・東白川村には緑豊かな森林と清流白川をはじめ、久須見谷、柏本川、西洞川、左広川、曲坂川、大明神川といった清流が流れ、季節ごとの魚釣り、景色探訪と訪れる人々を楽しませてくれます。
- ・観光資源に乏しい東白川村でも、比較的安心して登れる山と、安全でかつ清流を誇る白川、農山村ならではの体験を三本柱として活用します。
- ・村の応援団である村人会の会員減少の中、新たな応援団の場を作り、イベント・商品販売情報の提供や、村内産品販売の拡充を図り、関係人口の増加に努めます。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・4大イベントの中でも「つちのこフェスタ」は都市との交流を全面に出したイベントで、年々参加者も増加しており「つちのこの里」として認知されてきました。

##### ●今後の課題

- ・本村の観光資源は白川と里山に代表される豊かな自然です。この自然を生かした各種施設を拠点として年間10万人程度訪れている現況です。また、今後は民泊の促進について検討する必要があります。
- ・今後の本村の産業構造に欠くことのできない視点として、リニア新幹線、濃飛横断自動車道など高規格交通基盤の整備による中京地域や首都圏からのアクセスの飛躍的な改善が期待できることから、より強固なPR作戦を展開し単なる通過地としてではなく魅力ある観光地として光り輝く必要があります。
- ・つちのこフェスタは年々参加者が増加しております。また、夏まつりは商工会青年部が中心となって開催されていますが、部員の減少に伴い運営が困難になっています。
- ・清流白川での鮎釣り客や宮代オートキャンプ場の利用者が減少しており、誘客強化が課題となっています。

##### ●その対策

- ・自然環境の整備と道路の整備による観光客の増加を図ります。
- ・道の駅の活用により入込客の増加を図ります。
- ・旅館業、キャンプ場、こもれびの里の活性化による観光客の増加を図ります。
- ・清流白川の環境を整備します。
- ・(株)ふるさと企画は、主力販売品のトマトジュースの品質管理に重点を置き、厳選された原材料確保と販売を増加させるとともに、次の主力製品の開発と販売並びに、こもれびの里の利用客の増加を図ります。
- ・湯の華市場、とれった広場など特産品販売施設による販売を増加させます。
- ・ふるさと企画、新世紀工房、白川茶屋が中京圏を中心とした物産展などに参加し、地域特産品のPRを行います。

- ・地域活性化の一手法であるイベントの、「つちのこフェスタ」、「夏まつり」、「秋フェスタ」、「お松さま祭」を支援し、リピーターの確保に努めます。
- ・ゆるキャラグランプリや各地のイベントに「つつちー」と「のこりん」が参加し、東白川村のPRをします。
- ・イベント情報や観光スポットなどの村の魅力を発信する手段として、村のホームページで情報発信を図ります。
- ・観光協会と連携して、美しい村東白川をPRしていきます。
- ・各種イベントをとおり、東白川村をPRしていきます。

### ●具体的な事業名・工事名

#### ＊ソフト事業

- ・景観保全事業
- ・東京、中京、岐阜の各村人会への活動支援事業
- ・「つつちー」と「のこりん」による東白川村PRの推進事業
- ・各種物産展への支援事業
- ・HP・SNS運営事業
- ・イベント支援補助事業
- ・長期宿泊体験事業
- ・新規特産品開発事業
- ・地元産品の都市への輸送体制の確立
- ・アンテナショップの設置



## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第1項 交通通信

#### 第1 国県道

##### ●施策の目標

- ・東白川村の主要道路は、国道256号、(主)下呂白川線、(主)恵那蛭川東白川線、(一)越原付知線であり、社会生活・経済・文化を支えています。どの路線についても、村民の重要な生活道路ですが、まだまだ改良の必要がある路線ばかりです。今後とも県との連携を深め村の活性化と発展のために道路整備の推進を図ります。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・白川沿いに走る国道256号、(主)下呂白川線は、全線2車線化が完了した結果、通行車両の増加による流入人口は増加したものの、大型車両の通行が激増した事から道路路面の傷みがひどく一時は碎石がはみ出るほどでありましたが、管理者である岐阜県の修繕事業の推進がなされています。

##### ●今後の課題

- ・国道256号の白川町(佐見地内)へ繋がる路線は未改良部分が多く待避所さえ無い箇所が多くみられます。また(主)恵那蛭川東白川線、(一)越原付知線においては、ほとんどが未改良であり通学路線、生活道路である事から早期の改良、改築が望まれています。
- ・国道256号(主)下呂白川線は緊急輸送路に認定されましたが、異常気象時通行規制区間は未だ解消されていません。災害時には早急な交通開放が望まれ、より一層の早期改良が必要視されています。
- ・国道256号五葉会館交差点の道路改良計画は、県営基幹農道整備事業と連携し、一体的に推進します。
- ・リニア新幹線の令和9年開業予定に伴い、中津川市へのアクセス需要が高まることが予想されることから、濃飛横断自動車道の事業推進を図るとともに村内の交通基盤についても連絡網の再検討が必要です。

##### ●その対策

- ・国道256号整備検討委員会を引き続き開催し、県と村民との情報交換を密にして事業推進を行います。
- ・国道、県道の改良、整備は県への要望を行うこととなり、村民の利便性が図られることを最優先に県への積極的な要望を繰り返し行います。
- ・拡幅改良の推進として、必要とされる用地等の交渉については積極的に携わることとし、住民の希望を聞きながら事業の推進を行います。

##### ●具体的な事業名・工事名

###### \*ハード事業

(既設道路の整備推進)

- ・国道256号:神土(平)～桜峠までの調査、改良事業
- ・国道256号:神土(魚戸橋)交差点の調査、改良事業
- ・(主)下呂白川線:五加(大沢地内)の歩道の整備促進事業
- ・(主)下呂白川線:神土(平)～五加(大沢地内)の危険個所の修繕事業



- ・(主)恵那蛭川東白川線:神土(長瀬)～大多尾峠の調査、改良事業
- ・(一)越原付知線:越原(陰地)～付知境 現道補修の促進及び拡幅改良事業  
(新しい道路の整備促進)
- ・濃飛横断自動車道(高規格幹線自動車道:八幡-下呂-加子母(東白川村)-中津川市)整備促進事業

注:(主)とは主要地方道、(一)とは一般県道

## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第1項 交通通信

#### 第2 村道

##### ●施策の目標

- ・19の点する集落を結ぶ村道は、254路線121kmにも及びます。その多くは、村民の生活道路であり、通学道路であり生活には無くてはならない道路となっています。高齢化が進み在宅介護が必要とされる中、生命線とも考えられる道路整備を促進し、安全な交通確保のため、より一層の道路整備を促進します。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・ほ場整備等により整備された舗装路面は経年劣化、繰り返される凍上と平成4年度から始まった東白川村簡易水道事業により亀甲状のひび割れや段差が生じており、ひどい所では大きな欠損部が生じています。こうした路面修繕に社会資本整備交付金及び公共施設等適性管理推進事業債を充当できる事となり、路面の性状調査を行い路面の長寿命化を図るとともに計画的な修繕を行ってきました。

##### ●今後の課題

- ・昭和50年代後半から全村的に行われたほ場整備事業等により村内の村道のほとんどの路線が拡幅改良が行われました。しかしながら、いまだに未改良の路線があり住民からの要望も多く、今後の課題となっています。
- ・白川、小河川に架かる橋梁は、大小を含め110橋を数えます。そのほとんどが、架設から20年以上の橋梁であることから点検、修繕を進める必要があります。そのうち、橋長15m以上で自動車通行可能橋梁は31橋、15m未満で自動車通行可能な橋梁は65橋あり、道路法で定める5年に1回の法的点検、個別施設計画を作成し、計画的な修繕事業を推進する必要があります。
- ・村内における土砂災害等の危険箇所のうち、通学路等の交通安全に影響を与える区域について早急な対策が望まれます。
- ・地域防災の要となる緊急輸送道路等指定箇所について、耐震化を含めた道路構造の強靱化が課題となっています。

##### ●その対策

- ・路面修繕について計画的な修繕、改良を推進します。
- ・未整備の路線については、地域との検討を進め全面改良、部分的な改良等の必要な改修を進めます。
- ・部分的な改修、安全施設、街路灯等の整備については、住民の意見を十分に考慮し必要な箇所から修繕、整備を行います。
- ・橋梁については、迂回路がない生活道路に架かるものも多く、必要に応じ計画的な修繕を行います。
- ・長寿命化計画に基づき、橋梁及び道路構造施設の耐震化を進めます。

##### ●具体的な事業名・工事名

- ＊ハード事業

- ・社会資本整備総合交付金事業(村道改良)
- ・防災安全交付金事業(橋梁修繕、路面修繕、交通安全対策、施設点検、老朽化対策)
- ・公共施設等適正管理推進事業(路面修繕、交通安全対策、老朽化対策)

＊ソフト事業

- ・次期社会資本整備計画についての検討

## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第1項 交通通信

#### 第3 農林道

##### ●施策の目標

- ・農林道は、生産された農林産物をいち早く、安全に出荷するとともに、農地、林地の荒廃防止、生産性コスト縮減に重要な役割を果たしています。また、災害時には、国県道、村道と連携し村民の生活を守るべく機能を維持していきます。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・農道は、美濃東部農道が平成24年度に完成し、白川町、下呂市等との交流が始まっています。また、平成30年度には事業効果の評価が行われ、今後についての検討がなされます。
- ・支線農道は、県単土地改良事業により農道舗装工事を行い、生産性や利便性の向上を図りました。
- ・林道は、公共事業・県単事業により整備を行っており、主要な路線はおおむね整備されました。現在は、基幹林道「加茂東線」「尾城山線」の開設整備の事業推進を促進します。また、県単事業により林道法面改良工事や林道舗装改良工事を行い生産性や利便性の向上を図ります。

##### ●今後の課題

- ・支線農道は、ほ場整備事業等により整備された路線であり、ほとんどが未舗装です。敷き砂利等の整備は行われたものの施工から年月が経つことから、路面の修繕が必要な路線も出てきており、引き続き県営中山間事業の整備を促進します。
- ・末端路線については、協定集落、土地改良区、村が主体となって整備、修繕を行う部分もあるため地域と連携を取り事業推進を行います。
- ・基幹林道「加茂東線」「尾城山線」は白川町から中津川市へつながるルートとなり山林施業推進を図るとともに、災害時の迂回路としても早期の完成が望まれます。

##### ●その対策

- ・農道整備は、県営基幹農道事業(東白川地区、越原地区)の、県単土地改良事業等により農道舗装、農道修繕を推進し、荒廃農地の対策の一つとして事業推進を行います。
- ・老朽化した農道橋については、生活用道路としての面もあるので、長寿命化に努めることを検討します。
- ・林道整備については、林道密度12.7m/haまで整備されており、山林整備に必要な路線は、作業道等の整備を進めます。また、生活道としての役割を持つ林道については、補助事業を取り入れ改良、改築を推進します。さらに、現在整備中の県営基幹林道「加茂東線」「尾城山線」は早期完成を目指し事業要望を推進します。

##### ●具体的な事業名・工事名

＊ハード事業

(農道の整備路線)

- ・県営基幹農道事業(東白川地区)
- ・県単土地改良事業

- ・土地改良区施設修繕事業
- ・公共施設等適正化推進事業(農道橋)  
(林道の整備路線)
- ・県単林道事業
- ・県営基幹林道(加茂東線、尾城山線)整備事業

＊ソフト事業

- ・中山間地域直接支払制度
- ・森林整備活動支援交付金
- ・次期県営土地改良事業についての検討
- ・次期県営基幹林道についての検討

## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第1項 交通通信

#### 第4 公共交通

##### ●施策の目標

- ・自主運行バス(代替バス含む)と、スクールバス及び外出支援バスの連携を図りつつ、引き続き利用者の増加を図ります。
- ・公共交通機関の利便性を高めるため、鉄道交通との連携を図り、高校通学への交通手段の確保を引き続き進めます。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・濃飛バスによる土日祝日運行が廃止(H28.4～)されたことにより、村独自の代替バスを運行することで高校生等の交通手段を確保しました。
- ・白川・東白川地域公共交通会議を立ち上げ、白川町とともに公共交通について協議する場を確立しました。
- ・濃飛バスにおいて、土日祝日運行が復活(H30.10～)し、便数も増便しましたが、越原消防センターから大明神間が運行廃止となったため、代替バスを運行し高校生等の交通手段を確保しました。

##### ●今後の課題

- ・自主運行バス(廃止路線代替バス)として、濃飛乗合自動車(株)の経営努力と県の補助金に支えられ運行していますが、乗降客の減少、運転手確保の対策を引き続き考えていく必要があります。
- ・免許自主返納者に対して何らかの支援対策を考えていく必要があります。

##### ●その対策

- ・自主運行バスの継続を検討するとともに県へ最低1／3の補助金確保を要望していきます。
- ・白川・東白川地域公共交通会議において、両町村間における公共交通体系を引き続き協議していきます。(村単独の公共交通会議も継続して協議していきます)

##### ●具体的な事業名・工事名

＊ソフト事業

- ・白川・東白川地域公共交通会議
- ・東白川村地域公共交通会議

## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第1項 交通通信

#### 第5 地域情報化

##### ●施策の目標

- ・本村は、平成18年度から東白川 CATV の運用を開始し地上デジタル放送、BSデジタル放送、インターネット環境を整備して、当時の全国平均並みの情報通信環境を整えました。しかし、すさまじい勢いで進歩し続ける情報通信分野で本村が取り残されないようにするためには必要最低限の設備更新を進めていく必要があります。
- ・第5次総合計画では、進歩し続ける情報通信分野へ対応していくため、施設全体の更新(光ファイバー化)の着工を目指し、真に村民に必要とされる東白川 CATV を構築していくことを目標とします。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・告知放送をFM告知方式へ変更し有線放送電話を廃止しました。また、これに伴い基本使用料の減額を行いました。
- ・FM告知放送システムを用い、屋外拡声装置を5箇所整備しました。
- ・公衆 Wi-Fi システムを構築し、アクセスポイントを7箇所設置しました。
- ・情報基盤施設光ファイバー化の基本計画の作成、補助金の調査、施設更新後の運営形態を情報基盤施設管理運営協議会において公設公営で実施することに決定しました。

##### ●今後の課題

- ・東白川 CATV の上位回線である情報スーパーハイウェイは県への負担金により維持されていますが、それだけに頼っている本村の上位回線は冗長化が成されていないため、バックアップ回線の構築が必要となっています。
- ・災害や観光の通信手段として、公衆 Wi-Fi の拡大が必要です。
- ・施設の維持管理や番組制作等において人材の育成や業務の外部委託を検討する必要があります。
- ・情報基盤施設の大規模な被災により告知放送が行えなくなった場合の代替手段として臨時災害放送局の検討を進めていく必要があります。

##### ●その対策

- ・CATV ケーブル網の全線光ファイバー化を早期実現します。
- ・インターネットを活用した地域振興策を検討していきます。
- ・避難所や主な観光施設などへの公衆 Wi-Fi、FM告知放送設備などの設置や、災害時の臨時FM局の開局など情報入手手段を複数準備し多様な通信網確保に取り組みます。

##### ●具体的な事業名・工事名

###### \*ハード事業

- ・情報基盤施設光ファイバー化工事(映像系:ケーブルネットワーク光化促進事業、通信系:

- 地域情報通信基盤整備推進交付金)
- ・岐阜情報スーパーハイウェイのバックアップルート構築工事
  - ・公衆 Wi-Fi アクセスポイント設置事業



## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第2項 生活環境

#### 第1 簡易水道

##### ●施策の目標

・本村は、洞が多く、集落が点在しており、簡易水道には、非能率的な中山間地形です。このため、施設数が多く、維持管理費も多く必要である中で、生活上必要不可欠な施設であり、安全で快適な暮らしのできる水道水の安定供給を図ることを目的としています。今後、更なる給水人口の減少や、89施設の老朽化を見据えながら、計画的に施設整備を行うことにより、水道事業運営の健全化を目指します。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・本村の東白川村簡易水道事業により、平成4年度から平成15年度までに全村水道化されましたが、その後の新規加入や廃止を含め、普及率は平成29年度末現在で94%になっています。
- ・水道施設の老朽化対策として、平成25年度から平成28年度にかけて大明神水源系の水道機器更新を、また、曲坂水源系では平成29年度から令和7年度に水道機器更新計画を打ち立てており、平成29年度に老朽化の進む曲坂浄水場の水道機器を更新し、各施設の長寿命化を図りました。
- ・適切な維持管理に努めたことにより、断水することなく、水道水の安定供給が図れました。

##### ●今後の課題

- ・水道施設の機器の老朽化に伴い、引き続き国庫補助事業により必要最小限の機器の更新事業を推進していきますが、水道施設の躯体等の修繕や更新も必要となっている現状において、これらは補助事業の対象とならないため、財源の確保が課題です。
- ・給水件数は平成29年度末現在で987件となっています。このうち、家庭用世帯数は3年前では876世帯あったものが827世帯と家庭用給水世帯の減少が続く状況で、高齢者世帯が多く、独居高齢者等単身世帯や空き家が多くなってきていると共に、給水の廃止世帯も増加し、水道料金は今後も減少が見込まれます。

##### ●その対策

- ・安全でおいしい水を提供するため、適切な施設管理により安定的な施設の稼動に努めるとともに、水道水の水質維持にも努めます。
- ・曲坂水源系の水道機器更新計画に従って順次更新を行うとともに、施設の長期維持管理整備計画や管理台帳等を再整備し、適正な保守管理と計画的な更新を行います。
- ・転出等により水道を廃止する場合は、村の空き家バンクに登録することで、休止することができるようし、空き家の有効活用等にも努めます。

##### ●具体的な事業名・工事名

＊ハード事業

- ・補助対象による水道施設機器の更新工事
- ・水道施設の躯体の防水塗装老朽化に伴う塗り替え工事
- ・大明神浄水場の躯体の改修工事(高区配水池、ろ過池)
- ・施設の長寿命化工事

- ・施設及び管路の耐震化工事

＊ソフト事業

- ・曲坂水源系の水道機器更新のための詳細設計
- ・施設維持管理の民間委託の検討及び実施

## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第2項 生活環境

#### 第2 下水処理

##### ●施策の目標

- ・村民の生活水準の高度化にこたえるため衛生的で快適な生活環境の確保と保全を図り、合併浄化槽の整備促進及び、単独浄化槽から合併浄化槽への切替えを推進します。村内4箇所で運用している集合型合併浄化槽の維持管理体制の充実を図ります。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・本村の合併浄化槽は年々普及し、82%の世帯については合併浄化槽により、し尿と合わせて生活雑排水も処理され、河川水質の向上に一定の効果が表れています。

##### ●今後の課題

- ・18%の世帯は単独浄化槽と汲取です。単独浄化槽及び汲取については、生活雑排水が未処理のまま河川に排出されているため、依然として河川の水質汚濁の原因となっています。
- ・単独浄化槽を設置している家庭ではすでに水洗化され、利便性を得ているので合併浄化槽への移行は難しく、切り替え推進の課題となっています。
- ・未普及世帯は高齢者世帯が多く、資金面でも難しい状態です。
- ・Iターン、Uターン者が新居を構える場合、新築や増改築で建物工事にかかる費用のうち、下水(浄化槽)工事費用も負担が大きいといえます。
- ・集合型合併浄化槽では、組合員の高齢化や使用人口の減少に伴い浄化槽使用料の個人負担の増加や、組合の運営等、維持管理に不安が大きくなっています。
- ・集合型合併浄化槽の設備は、毎年保守点検により消耗部品の交換を行っていますが、制御盤等電気設備については耐用年数を迎える施設から順次更新が必要となっています。

##### ●その対策

- ・合併処理浄化槽の未普及世帯に対してアンケート調査や、生活雑排水が及ぼす河川への影響、水の大切さを様々な機会を活用して啓蒙し、合併処理浄化槽を推進します。
- ・公共施設の浄化槽への切り替えについて、各施設の利用状況を考慮し随時推進します。
- ・単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えをより推進するため、切替奨励補助金(現在10万円)を維持し、生活の快適化と水質浄化に努めます。
- ・Iターン、Uターン者が合併処理浄化槽を設置する場合、定住促進条例により優遇措置を推進します。
- ・集合型合併浄化槽の組合員の高齢化や使用人口減少に伴う問題については、負担金の削減等検討を行っていきます。
- ・集合型合併浄化槽に新規加入する場合、定住促進条例によりIターン、Uターン者への優遇措置を推進します。
- ・集合型合併浄化槽機器更新計画を策定します。

●具体的な事業名・工事名

＊ソフト事業

- ・浄化槽設置補助事業
- ・合併浄化槽への切替補助事業

## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第2項 生活環境

#### 第3 環境対策

##### ●施策の目標

- ・村の自然を大切にし、木曽川水系上流部に位置する自治体と住民の責任と役割をテーマとして、村全体の環境保全に努め、環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の形成のため、資源循環型社会を保全し定着を図ることを目標とします。
- ・CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)排出の抑制等に取り組み、地球環境温暖化対策を推進し、快適な生活環境を保全していくことを目標とします。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・廃棄物全体では、ここ数年排出量は減少傾向にあり、主な理由として、小・中学校連合PTAで年3回実施される資源回収により、リサイクルされていることや、家庭用生ゴミ処理機の普及及び資源ごみ袋の無料化により、ごみを分別して資源化することにより、減少を促進していることが理由のひとつと思われ、1日1人当たりのごみ焼却量では県下で一番少ない値となっています。
- ・資源ごみの持ち取り行為に対し村条例で罰則規定を設け、管内を所管する加茂警察署と連携し、持ち取りごみの減少を図るための体制を整備しました。
- ・村内3箇所に資源ごみステーションを設置したことにより、気軽に持ち寄れる環境が整いました。また、作業所えがおで資源缶(アルミ缶、スチール缶)の回収が始まった事により金物回収時のゴミも減少しました。
- ・一般家庭の可燃ごみと事業系ゴミの分別回収をしたことによりゴミの減量化が図れるようになりました。
- ・国道、県道、村道等で交通事故にあった小動物の死骸は、可茂聖苑で火葬をすることにより自然環境の面からの適正処理を図りました。

##### ●今後の課題

- ・急速な過疎化に伴い、管理の届かない森林及び農地の一部荒廃や小動物の生息環境の変化、また、生活雑排水や農薬等による河川水質の低下が懸念されるなど環境破壊への侵攻を抑制することが課題となっています。
- ・国道の交通量増加に伴い、道路沿いの不法投棄が目立ちます。人目につかない道路沿いを狙って不法投棄され、現状では有効な防止策が無いことが課題となっています。
- ・資源ごみの持ち取り規定を設けたことにより、今後、持ち取り行為者の動向に注視し、迅速な対応により持ち去りの減少化が課題となります。

##### ●その対策

- ・村の9割を占める森林及び農地の計画管理と河川水質の保全管理を推進します。
- ・生活雑排水による河川等水質の改善を図っていきます。
- ・生ごみ処理機購入助成制度を引き続き推進し、ごみの減量化を図ります。
- ・不法投棄の監視を強化し防止に努めます。

- ・持ち去りごみの監視を強化し防止に努めます。

### ●具体的な事業名・工事名

#### ＊ソフト事業

- ・家庭用生ごみ処理機設置助成事業
- ・自治会及び各種団体による環境整備補助金事業
- ・合併浄化槽の普及推進事業

## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第2項 生活環境

#### 第4 村営住宅

##### ●施策の目標

・若者等の転出を抑制し、都市部からの定住促進と高齢化社会に対応した住宅環境づくりのため、本村で起業ができる I・U ターン者用の公共賃貸住宅の供給確保と、安心して安全な暮らしが実感できる賃貸住宅を供給します。なお、過去の教員住宅を村営住宅で賃貸していた住宅は、耐震基準の観点から順次取壊しをすると共に、それ以外の住宅は、改修や改築を推進します。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

・人口対策の一環として柏本定住促進住宅1戸と、中通荘を建設し、I・Uターン者の受け入れを行いました。

##### ●今後の課題

- ・本村の一般住宅戸数は、平成29年度末で853戸のうち公営住宅等借家は、57戸で、持ち家率は、93%です。
- ・生活の糧となる就労先が少ないことや、高校が遠隔地の為、若者が村外に転出し、高齢化世帯による空き家が年々増加しているのが現状です。
- ・若者が定住するための環境整備(就労、住宅等)が今後の課題です。
- ・村営住宅を建設するうえで、通勤、通学等の利便性または、災害に強い立地条件を考慮した土地を確保することが課題です。

##### ●その対策

- ・教員住宅として建てられた住宅は耐震性などの安全面から解体すると共に、解体戸数に準じた戸数の村営住宅を新築します。
- ・既存住宅の定期的な補修事業や、経年劣化による建替え工事などの計画策定をします。
- ・村営住宅を建設する土地の立地条件、安全面を考慮して、先行取得していきます。

##### ●具体的な事業名・工事名

###### \*ハード事業

- ・東白川村住宅建設事業
- ・東白川村子育て世帯用住宅建設事業
- ・中根荘解体事業
- ・既存住宅改修事業

###### \*ソフト事業

- ・若者用集合住宅建設設計事業
- ・古くなった村営住宅の建替え並びに大改修の計画設計事業

## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第2項 生活環境

#### 第5 公園整備

##### ●施策の目標

- ・既設の公園の適切な維持管理により、利用者の増加を図り、地域活性化につなげます。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・村の自然は、農林業を営む人の生産活動の場だけではなく、多くの人々が生活のリフレッシュのための場として自然を求めるようになってきました。そのような視点の中から「東白川村全域公園化構想」が生まれました。
- ・構想に沿って、「白川瀬音公園、鮎ヶ瀬公園、五介の滝公園、中川原水辺公園、はなのき公園、つちのこ公園、白川清流公園（白川茶屋周辺）、東白川お茶公園（宮代オートキャンプ場）」の8つの公園を整備しました。
- ・中川原水辺公園の駐車場を整備し、イベント会場としての利用促進等の向上に努めました。

##### ●今後の課題

- ・中川原水辺公園はイベント会場としての利用が多く交流の場となっていることから、整備された駐車場を有効に活用し交流人口の増大を含めた利用促進が必要となっています。
- ・補助事業等により整備された農村公園について活用を再検討する必要があります。

##### ●その対策

- ・整備された中川原水辺公園の駐車場を活用し、利用者の増加を図ります。
- ・既設の公園の環境整備を含めた維持管理を推進します。

##### ●具体的な事業名・工事名

###### \*ソフト事業

- ・各公園の維持管理及び修繕事業



## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第2項 生活環境

#### 第6 地籍調査

##### ●施策の目標

- ・地籍調査による山林境界の確定は、村民の財産の確定でもあり必要不可欠な事業といえます。
- ・山林境界確定が可能な時期に村民の協力を得ながら事業推進を行います。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・現在の地籍調査事業は、栃山、日向、平地区を行っており村有林を含め約31km<sup>2</sup>、37.5%（平成30年3月末現在）が終了しました。

##### ●今後の課題

- ・全村終了には今後約45年かかると推測されます。
- ・70代から80代の世帯代表者は山林作業の経験者であり所有山林の範囲は明確に知り尽くしていますが、次世代の世帯員は山林作業など経験もなく、所有山林がどの地域にあるかもわからない世代のため、世帯代表者が健在なうちに所有者境を明確にしておく必要があり、早期に境界の確認作業を推進する必要があります。

##### ●その対策

- ・山林境界の早期確認作業については、現在行われている森林整備地域活動支援交付金による境界の明確化、地籍調査事業による一筆地調査の推進などに加えて、村と森林組合、6団地の協力を得ながら境界の明確化作業を推進し、地籍調査前段階となるべき事業推進を行います。

##### ●具体的な事業名・工事名

###### \*ソフト事業

- ・地籍調査事業による一筆地調査の推進
- ・森林整備地域活動支援交付金による境界の明確化作業の推進
- ・過疎対策事業債を活用した村単での境界の明確化作業を推進
- ・法定相続情報証明制度の活用

## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第3項 安全確保

#### 第1 消防・防災

##### ●施策の目標

- ・近年の突然な気象の変化による局地的豪雨災害や南海トラフ巨大地震及び県内断層帯地震の発生に備えます。
- ・住民に対する適切な指導と、広報活動等平常時からの防災意識の高揚と防災装備の充実及び自主防災組織の育成や常備消防と消防団の連携による体制の強化を図ります。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・防災行政無線(デジタル化)の整備、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及びCATV告知放送用個別受信機の整備により、災害時の情報伝達手段及び火災等の緊急時の消防団との情報連携に機能していくものと期待されます。

##### ●今後の課題

- ・大災害下での施設の損壊も予想されることから、緊急輸送道路沿いの危険家屋の早期の耐震化も必要です。さらに避難所の耐震強化や避難者生活に支障を来さないための支援など、検討する必要があります。
- ・災害対策を迅速に行うため全村民が「自助、共助、公助」の共通認識をもつとともに、自力で避難出来ない高齢者、障がい者などの要援護者に対する援護対策が必要です。
- ・消防団では、過疎化や少子化による若者の減少により団員の確保が難しい状況にあるため団編成も含めた抜本的な対策が必要です。

##### ●その対策

- ・東日本大震災、熊本地震、豪雨災害での教訓を踏まえ、地域防災計画の改定を行なっています。
- ・緊急輸送道路沿いの危険家屋については、耐震化を早期に進めていきます。避難所として耐震基準をみたさない公共施設の有無については早期に調査し耐震化を図っていきます。
- ・災害時要援護者対策については、個別計画の策定等マニュアルを基に災害時に的確かつ迅速に行動できるよう支援体制整備に取り組んでまいります。
- ・マイナンバー制度導入により、被災者支援等防災業務での活用を検討していきます。
- ・避難所の機能が効果的に発揮されるよう必要機材、物資を備えます。
- ・孤立集落対策として、村内2箇所に整備したヘリコプター臨時離着陸場を可茂消防事務組合など関係機関と協議しながら、引き続き整備することを検討していきます。
- ・減少する消防団員確保対策は、村の生命・財産の安全確保の根幹を揺るがす恐れがあり、他市町村の対策状況も参考に新たな団編成の枠組みを長期的に検討していきます。
- ・消防団OBからなる消防協力隊や自治会毎に組織される自主防災会は、初期消火活動や自主避難誘導等に大きな力になることを踏まえ、活動に対しての助成や初期消火設備・資機材の整備等を検討してまいります。

## ●具体的な事業名・工事名

### \*ハード事業

- ・小型動力ポンプ付積載車更新事業(15年から20年経過時に随時)  
令和元年度7P 更新予定、令和2年度4P 更新予定、令和3年度5P 更新予定、  
令和4年度2P 更新予定
- ・防火水槽設置(新設:40m級・有蓋)事業
- ・ヘリコプター臨時離着陸場整備事業(五加地区、越原下地区)
- ・避難所の環境整備及び防災備蓄品整備事業

### \*ソフト事業

- ・行政防災無線同報系にかわる設備の整備に向けた調査事業
- ・消防団員等の支援事業
- ・警戒態勢の整備、避難経路の整備事業
- ・防災意識啓発活動
- ・防災士資格取得補助事業

## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第3項 安全確保

#### 第2 防犯

##### ●施策の目標

- ・安全で住みよい村をつくるためには、住民一人ひとりが地域を見守る防犯意識を持つことが必要になります。特に標的となりやすい高齢者や未成年者への防犯意識の啓発に努めるとともに、自主防犯組織の活動支援と強化に努める必要があります。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・子どもの見守り等、地域で防犯意識を持つことができました。
- ・地域から要望のあった防犯灯を設置しました。

##### ●今後の課題

- ・社会情勢の変化に合わせたさらなる防犯体制、防犯意識の高揚が必要です。

##### ●その対策

- ・防犯意識の啓発に努めます。
- ・未成年者・高齢者・要援護者への防犯教育に努めます。
- ・自主防犯組織の活動支援に努めます。
- ・幼児・児童・生徒に対する不審者の対応をします。
- ・消費者向け犯罪の防犯対策をします。
- ・防犯カメラの設置を検討します。

##### ●具体的な事業名・工事名

###### \*ハード事業

- ・防犯灯の設置(更新含む)

###### \*ソフト事業

- ・高齢者、未成年者が対象となる犯罪を未然に防止する体制整備
- ・警察や地域安全指導員の効果的な活用
- ・地域コミュニティの活性化
- ・犯罪被害者救済制度の確立

## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第3項 安全確保

#### 第3 治山治水

##### ●施策の目標

- ・村民の生命と財産を守るために、平成25年6月に改正された土砂災害防止法により東白川村内で指定された土砂災害警戒区域174ヶ所、土砂災害特別警戒区域166ヶ所の340ヶ所に関するハザードマップを村内全戸に配布し避難情報を発信するとともにハード事業の推進を行います。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・平成25年6月に改正された土砂災害防止法により東白川村内で指定をされた危険箇所は、土砂災害警戒区域177ヶ所(土石流91ヶ所、急傾斜85ヶ所、地滑り1ヶ所)、土砂災害特別警戒区域168ヶ所(土石流83ヶ所、急傾斜85ヶ所)の345ヶ所に上ります。
- ・この指定を受けるために村内6ヶ所で説明会を開催したところ、村民の災害に関する意識の高さが感じられました。古くは昭和43年8月17日のいわゆる「8. 17豪雨」があり、平成22年の梅雨前線豪雨、平成23年の台風15号豪雨災害の記憶が新しく、河川の増水、法面のがけ崩れ等身近で起こることを体験し、避難について住民同士が声を掛け合って避難するという形態が話し合われました。

##### ●今後の課題

- ・8. 17豪雨以降多くの治山施設、砂防施設が整備されましたが、構造的に新基準に合わない施設が多く、要援護者施設、避難所指定施設等を巻き込む恐れのある区域について、ハード施設の整備を県と連携を深めつつ推進することが必要です。

##### ●その対策

- ・急傾斜地崩壊対策事業の進展についても、住民の生命と財産を守る、住民の住みやすさの向上といった重点事項であることは間違いがなく積極的に事業実施を推進します。
- ・警戒態勢の整備、避難経路の確立等ソフト面の充実を図ります。

##### ●具体的な事業名・工事名

###### \*ハード事業

###### (治山)

- ・公共奥地保安林保全緊急対策事業
- ・公共山地災害総合減災対策治山事業
- ・公共予防治山事業
- ・県単集落環境保全整備事業

###### (河川砂防)

- ・県単緊急土石流対策砂防事業
- ・県単河川維持修繕事業等県営事業
- ・公共通常砂防事業
- ・県単砂防維持修繕事業等
- ・公共急傾斜地崩壊対策事業
- ・県単急傾斜地崩壊対策事業

＊ソフト事業

- ・農地等の崩壊危険個所の点検事業
- ・次期治山、河川及び砂防等事業についての検討

## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第4項 地域活性化

#### 第1 地域社会

##### ●施策の目標

- ・地域活動が充実したものとなる基盤は、コミュニティ組織の中心に良いリーダーが存在することにあります。住民と行政が今まで以上に相互理解を図り、地域でできることは地域で行えるような地域の自立を目指します。そのためには、地域を支える人材の確保と世代の継承に努めます。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・官民協働によるむらづくりとして、平成28年3月に「美しい村づくり委員会」が発足しました。
- ・あわせて、元気な村づくり、地域づくりを進める団体の今までにない新しい取り組みに対し、全額補助(限度額20万円)を行う「がんばる地域づくり補助金」事業を実施しました。(平成28年度1件、平成29年度2件)

##### ●今後の課題

- ・昔からの生活習慣が社会の移り変わりとともに様変わりしているのが現状です。いわゆる「田舎の生活習慣」といわれるような独特な生活習慣ではなく、近年の情報化社会に左右され多様化しています。
- ・今後も急速な少子高齢化が続くことによって、集落単位で維持していくことが困難な状況に陥る恐れがあります。
- ・失われつつある地域コミュニティの維持と村外からの定住者と地域とのかかわりあいが必要です。
- ・美しい村づくり委員会は、自立し、更に発展することが必要です。

##### ●その対策

- ・19の集落はそれぞれ、規模や立地条件が異なっており、小規模集落はコミュニティそのものを維持することが負担過大になっているケースもあるので、集落間の共同化、隣接集落を合わせた中間的な活動範囲の設定などを試み、負荷分散、広域化を図ることが必要です。
- ・集落合併はそこに住む人たち全員の合意が不可欠ですので、合意形成を目指して集落再編の検討を始め、合意ができた場合、集落の再編を推進し、費用面での支援も行います。
- ・地域活動が自立したものとなることが、これからのむらづくりの最重要課題であることを認識し、自治会長会、自主防災会、協定集落などを通じて地域リーダーの育成・確保を推進します。
- ・美しい村づくり委員会においても、行政主体でなく、あくまで委員側(民)から提案のあった事業に対し、サポートしていく立場で実現に向けて取り組んでいきます。
- ・また、美しい村づくり委員会に常に新たな風を吹き込むため、様々な年代層、男女を問わず参加を呼びかけていきます。
- ・地域社会の活動拠点となる集会施設の設置や改修の要望には、一定の基準をもって対応します。
- ・職員も集落活動に積極的に参加し、集落の活性化、“元気な地域づくり”の応援をします。

- ・東白川村における生活習慣については、地域における独特な生活習慣等を生活文化として保存継承できるよう温かく注視する姿勢が望ましいと考えられます。
- ・反面、近所づきあい、集落行事への参加意欲を妨げる一因となり得る風習・しきたり等を一方的に押しつけないで、よく説明し納得の上で参加して貰う事が大切です。
- ・集落支援員の設置を検討します。

### ●具体的な事業名・工事名

#### \*ソフト事業

- ・美しい村づくり委員会
- ・がんばる地域づくり補助金



## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第4項 地域活性化

#### 第2 定住人口

##### ●施策の目標

- ・高齢化、若者の流出、出生率の低下、また、毎年人口が減少し過疎化が進むなかで、村の担い手を育成し、誰もが定住を希望する村づくりを目指す上で、I・U ターン者の定住促進や、村内において新たな家庭を築いていただくための環境を整備します。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・I・U ターン者の定住促進を推進するため、新築・購入に対しての助成や、U ターンには、改築に対しての助成を行うと共に、村営住宅入居者に対し家賃助成を行い13件の定住促進助成をおこないました。
- ・空き家対策事業として、空き家活用のための清掃費用に対する補助2件、空き家改修に対する補助2件の合計4件に対して補助を行いました。

##### ●今後の課題

- ・本村は、戦後第1次ベビーブーム頃には、4,000人ほどの人口であったものが、現在では、2,200人程で年々減少の一途をたどっている状況です。これらの要因は、村内に生活の糧となる就業先が少ないことや、高等学校以上の学校が通学圏内に無いことなど、人口を増加させる要因が極めて少ないことです。
- ・増加する空き家の有効活用を検討する必要があります。

##### ●その対策

- ・引き続き、村外からI・U ターン者の定住促進を図るため定住促進助成を推進します。
- ・定住促進住宅、低所得者用集合住宅の建設を促進します。
- ・I・U ターン者へ新築・中古住宅購入費、住宅改修費を助成します。
- ・村営住宅使用料の助成を行います。
- ・I・U ターン者等が村内に起業することや家業等の後継者対策を検討します。
- ・空き家所有者に対して理解を求め、空き家バンクの登録を引き続き推進し、I・U ターン者の定住促進を図ります。
- ・若者や低所得者の皆さんのニーズにあった賃貸住宅を建設し提供できるよう検討します。
- ・I・U ターン者が、将来村に持ち家を持って定住するための準備期間の住宅対策として、定住促進住宅を建設します。
- ・村内の土砂災害特別警戒区域を除く、空き家・廃屋を解体し、優良宅地として土地の活用を促進します。
- ・村内企業への求人、就業支援の研究を行います。
- ・移住・定住を推進するために、お試し移住の検討を行います。

##### ●具体的な事業名・工事名

＊ハード事業

- ・集合住宅建設事業

＊ソフト事業

- ・空き家バンク登録事業
- ・空き家対策補助金交付事業
- ・起業及び担い手支援事業の検討
- ・公営住宅定住促進助成事業
- ・奨学金制度利用者の U ターン助成事業

## 第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 第4項 地域活性化

#### 第3 男女共同参画

##### ●施策の目標

- ・男性女性がそのお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。
- ・できる限り地域の実情にあった「地域らしさ」を有する計画を進めます。
- ・行政委員会等への女性委員の登用を推進するとともに、家庭と仕事が両立できる就業環境づくりを目指します。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・子育てと就労の両立を支援し、子供の健全な育成のため、病気回復期にある児童を預かる病後児の保育の整備を平成27年10月に開設し、事業を実施しました。

##### ●今後の課題

- ・少子高齢化、人口減少が進行している中で現在の社会システムの維持が出来なくなると言われています。ワーク・ライフ・バランスを推進し、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会が望まれます。
- ・少子高齢化はますます進み、15歳未満の人口が減少を続ける中、65歳以上の人口が全体を占める割合は年々増加を続けています。高齢化が進む中、在宅介護の割合が増加し、女性への介護負担が問題となっています。介護が女性に集中しないよう軽減を図るとともに、家族で介護ができるよう啓蒙が必要です。
- ・小さな子どもを持つ親への支援として、延長保育や一時保育、病後児の保育について整備を実施しましたが、村の女性の雇用をより拡大するためには、雇用環境、雇用条件の改善も必要で、地域の根強い風習や考え方の改善も必要だと考えられます。
- ・男性の育児参加を図るには、子どもが誕生する前からパパ教育の場を多くつくるなど男性の育児に対する考え方を改善していくことが必要となってきます。

##### ●その対策

- ・仕事・子育て・地域生活のバランスが保てるよう雇用者の理解の促進やポスターの掲示を行い啓発活動に努めます。
- ・女性の雇用環境、雇用条件の改善のためには、雇用者の理解が大切となってくることからこのための雇用者研修なども行い(育児短時間勤務制度など)啓発活動を進めます。
- ・各種団体の役職への女性の登用を推進し、女性の社会参加を促進します。
- ・役場組織内で女性幹部職員を育成します。

## 第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

### 第1項 民生福祉

#### 第1 社会福祉

##### ●施策の目標

- ・急速に進む少子高齢化のなか、子どもから高齢者までだれでもが健康で生きがいを持ち、地域全体で福祉を考え共に支え合える環境づくりをすすめ「やさしさ」の実感できる村づくりを目指します。
- ・要援護者の災害時避難計画について、防災担当部署と連携を図りながらすすめていきます。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・元気な村づくり養成講座の開催や配食ボランティアとの意見交換会を行いました。
- ・みまもりのわ事業の一環として、毎年小学6年生を対象に認知症講座を行う事ができました。

##### ●今後の課題

- ・今後も福祉の担い手の育成に努め、引き続き有資格者の活動の場を確保する必要があります。
- ・要援護者の安全を図るための見守り台帳を活用し、災害時における要援護者の個別避難計画の策定や、個別的な避難訓練を行う必要があります。
- ・高齢者を始めとする地域住民が必要とする、福祉サービスの把握に努める必要があります。
- ・現在の福祉避難所は、一部が大規模災害時に対応できないので、今後指定の見直しが必要です。

##### ●その対策

- ・専門的な知識を持ったボランティアコーディネーターの育成を図ります。
- ・ボランティアの心が自然に身につくように、児童生徒の福祉教育に学校や教育委員会等の関係機関と連携を図り支援に努めます。
- ・要援護者の災害時避難について行政や地域住民が情報の共有を図り、要援護者や住民が参加出来る避難訓練のシステム作りをします。
- ・福祉サービスが必要な人に情報提供出来るように、社会福祉協議会と行政が中心になり、福祉情報の共有や情報発信を図ります。
- ・福祉避難所の数を現在の5箇所から2箇所程度とし、大規模災害に対応できる施設を指定します。

##### ●具体的な事業名・工事名

###### ＊ソフト事業

- ・ボランティアコーディネーター育成事業
- ・福祉教育支援事業
- ・福祉有資格者支援研修
- ・要援護者災害時避難訓練事業
- ・福祉避難所運営事業

## 第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

### 第1項 民生福祉

#### 第2 子育て支援

##### ●施策の目標

- ・村の未来を託す子ども達が健やかに成長し、親が安心して子どもを産み育てられる環境を整えていきます。
- ・子育てへの思いや成長を喜ぶ気持ちを共感しあい、意欲や自信をふくらませ、安定した子育てができる環境を推進します。
- ・子育てが楽しいと感じることが出来るような環境づくりを推進します。
- ・保・小・中の一貫教育ができるよう地元の利を生かしたふるさと文化事業、慣習等を通して、地域全体で子どもを育てる施策を推進します。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・第5次計画前期の平成28年度に作成した「子育て支援ガイド」により、子育てのそれぞれのステージに対する支援策を明示し、各年代に合った支援方法を具体化しました。
- ・園庭開放、一時預り保育等の親子支援事業、また、地域訪問、子育て相談等の地域支援事業の充実を図ってきたことにより子育ての不安の解消の支援対策となりました。
- ・NPO法人の実施する学童保育事業に対し、補助を行ってきました。その結果、長期休暇時等に保護者が安心して働くことができています。
- ・子育て支援として最終期となる大学卒業時期の村民に対して、その返済が必要となる奨学金返済金に対する支援を「東白川村奨学金等返済支援補助金」として第5次計画最終期の平成29年度に新たにスタートしました。これにより、村への定住につながる若い人への充実支援を図ることができました。

##### ●今後の課題

- ・少子化と人手不足という社会における、子育て世代の親は、仕事と家庭の両立が望まれる現状の中、家庭保育の充実を支援する村の子育て政策に対し、社会環境に合わせるように未満児保育の利用が増加していく傾向に有ります。保育料無償化により、新たな子育て時代に入ってきたことがうかがえます。
- ・子育て支援は、親と子どもの双方の育ちの場としての役割・機能を充実していくことが必要であるなか、国では、働き方改革が進み、子育て中の親は仕事と家庭の両立を求められるため、村として、新しい支援策が求められています。
- ・子どもが育つ道筋や生涯を見据えた長期的視野を持って支援することも重要な役割であり、そのためには、保育園、小中学校はもとより関係する機関が子育てする世代を包括的に支えるための機能を有する必要が求められます。
- ・村の将来を担う人材作りを目的とした「医療・保健・福祉・教育系修学支金制度」創設を具体化するため、引き続き研究・検討を重ねてまいります。

## ●その対策

(子ども・子育て支援)

- ・出産や育児の経済的負担を軽減するため出産祝金の支給を継続してきましたが、これからは節目的な年代や、小児と共に移住される家庭へ祝い金等を支給することを検討します。
- ・子育ての不安を解消し、基本的生活習慣向上への支援として、子どもの育ちに関する知識や接し方などを学習する機会をより増やし、親子支援事業・子育てサークル事業の充実を図っていきます。
- ・少子化のなか、幼児が一緒に遊ぶ機会の減少、親同士の関わりの減少など懸念されることに對して、園庭開放事業や地域支援事業を通じて、集団で過ごす機会をより多く提供していきます。
- ・平成最後の働き方改革もあり、所得向上を目指す安定した社会を確立し、出産後は早期の社会復帰が進み、共働きの環境は従来とは変った環境へと進んできました。その環境においても、安心した子育て環境が必要であると思われます。したがって、今まで以上の保育の質の向上が重要となります。
- ・周りに気軽に相談できる人が少なく、子育てに不安を感じている状況が見られる中、子育て相談事業・家庭訪問事業を充実させ、保育園、小中学校と他機関との連携を密にし、親子の孤立等を防ぎます。
- ・子育て支援の年代は幼少期に留まらず、高校期・大学卒業後も支援が必要と考え、そのための支援策を常に考え、さらに村への定住と人口対策や地域活性化促進を目的とした、自宅からの通学支援として「高校生通学支援事業」のより一層の充実と、大学卒業後の奨学金返済支援制度の継続実施をいたします。
- ・子どもの育ちと共に、年齢に応じた食に関する正しい知識や習慣を定着させます。

(要保護児童対策地域協議会)

- ・関係する機関と連携しながら、地域の子どもや子育て家庭をめぐる諸問題の発生を早期に予防し、その対応を積極的に推進します。
- ・子育て支援は親支援と言われている現代において、親自身への精神的支援と人的支援を推進します。

## ●具体的な事業名・工事名

＊ハード事業

- ・幼児用遊具設置事業(サロンの空き地等)
- ・子育て支援車両導入事業

＊ソフト事業

- ・第2期子ども子育て支援事業計画作成業務(令和2年～令和6年度)
- ・医療・保健・福祉・教育系修学支援補助金制度事業
- ・出産祝金交付事業の継続と内容の充実
- ・園庭開放事業
- ・一時保育預かり事業
- ・子育て相談事業
- ・食育事業
- ・親子支援事業

- ・地域支援事業
- ・子育てサークル事業
- ・家庭訪問事業
- ・子育てパンフレットの更新、HP 掲載事業
- ・安全対策事業
- ・放課後こども教室事業
- ・学童保育支援事業
- ・高校生通学支援事業
- ・奨学金返済支援事業



## 第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

### 第1項 民生福祉

#### 第3 保育園

##### ●施策の目標

- ・「よく食べ・よく遊び・よく眠る」をキーワードとして、村の未来を託す子ども達が健やかで、安心、安全に過ごせる保育環境を整えていきます。
- ・自然に恵まれた地域性を生かし伸び伸びと体を動かして友だちとの遊びを楽しみ、生活と遊びの中で様々な体験をし、世代を超えた交流を行いながら「意欲、協力、発見、感動、発展、挑戦、工夫、思考」などの力を育むことを推進します。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・集合型合併浄化槽へ切替したことにより、下水環境の安定が図れました。
- ・遊戯室の音響設備を更新しました。移動が可能な音響設備であるため、屋内外、雨天時の行事場所が変更された際にも使用ができ、園活動の充実が図れました。
- ・3歳以上保育料無料化を実施することにより、子育て世代の経済的負担軽減を実現しました。
- ・女性の社会進出が加速している中、未満児保育の受入態勢を柔軟に構えることで、時代のニーズである「仕事と子育ての両立」に応える体制と、子育て相談から入所が可能な環境づくりに取り組むことができました。これによって、未満児の待機児童問題解消や入所の優先順位がルールにより明確になりました。
- ・保育士のキャリアアップを目的に「みつば会」を立ち上げ、臨時保育士を含めた全職員の研修会を年4回行いました。
- ・保育園の設備は、園庭のすべり台が新しくなり、また、机と椅子を整備したことで、子ども達がより良い姿勢の保持が出来るようになりました。

##### ●今後の課題

(環境の変化)

- ・現在の「保育士不足」から、近い将来には、「保育園余り」へと、移り変わっていく時代に合わせつつ、村の保育士確保対策と、少子化時代に合わせた園施設の整備・維持管理及び、再配置計画も含めた検討が必要と考えます。
- ・少子化時代の交流にあっては、保護者が少ないことから求めるニーズも数多くないと考え柔軟な対応が可能になります。しかし、保育園→小学校→中学校まで少人数で過ごす環境では、早期に良質な仲間づくりを支援することが最も重要です。
- ・保育だけではなく、幼児教育を求める保護者の声もあるため、保育園・幼稚園が折衷型となる「認定子ども園」の設置についての検討が必要です。
- ・保育士の質向上を目的とし、スキルアップのための研修の充実や、「マニュアル」による保育サービスの充実を図るなどして、他の市町村や企業が行う保育園・幼稚園・こども園との差別化を図れることで、村独自の保育カラーを示せることが望まれます。
- ・子どもたちが、人や物、自然などの様々な環境の中で、それらとの相互作用によって成長していくためには、長期的な視野を持つての見通しを繰り返しながら、子ども一人ひとりの発達状況を適正に捉えたサービスが求められています。



- ・遊具等の安全を配慮した更新、衛生を考慮したトイレの修繕等が求められています。
- ・保護者のニーズに応えられるように、通常保育のみならず、特別保育(病後児保育・土曜保育・延長保育・等)を継続しながら充実を図ります。

## ●その対策

### (保育の環境)

- ・子どもたちが少人数の中にあっても、地域の特色を活かした保育計画、行事計画を立案し、豊かな自然環境の中で健康な体作りをし、思いやりの心、豊かな感性を育むことを実践します。
- ・地域の方々とのふれあい、老人クラブとの交流、社会福祉施設の訪問、小学生、中学生、国際ボランティア等との交流を通して、地域ぐるみの子育てを推進します。
- ・保護者の生活形態、就業状況の多様化に対応する為に、延長保育、休日保育、広域保育入所を推進します。
- ・価値観が多様化する中でも食生活を通して、保健福祉センター、学校保健会等、関係機関と連携を図り、子育て支援期における食育の大切さ、基本的生活リズムの大切さを知らせていきます。(連携教育の推進)
- ・村教育研究会の取り組みを中心として、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、子育て支援室、おひさま(旧白川町ことばの教室)、特別支援学級、保育園、小学校、中学校の職員同士の交流など、情報の共有や相互理解を深めて積極的な連携を図ります。
- ・子どもたちの発達の個人差に適切な対応が出来るように、遊具、机、椅子等の物的環境の整備を引き続き行います。
- ・研究会等に参加し、職員のキャリアアップに積極的に努めます。
- ・保育園→小学校→中学校と長期にわたり同じメンバーでの園・学校生活となるので、縦割り交流や異年齢交流を大切にします。
- ・保育施設にふさわしい環境のなかで過ごせるよう、長期的な視野をもって、次期保育園更新計画・維持管理計画を推進します。

## ●具体的な事業名・工事名

### \*ハード事業

- ・子ども用トイレ改修事業
- ・ICT設備更新事業
- ・遊具等の更新事業
- ・園舎外壁の塗装と修繕事業
- ・水道配管修繕事業

### \*ソフト事業

- ・村内行事への積極的参加の取り組み
- ・感性をはぐくむ事業(人形劇などの普段見る機会のない「鑑賞するという環境」の提供等)
- ・東っ子事業及び一工夫事業
- ・食育事業
- ・休日保育事業
- ・広域入所保育事業

- ・病児・病後児保育事業
- ・保育士等の確保対策事業
- ・保育士スキルアップ研修事業
- ・次期保育園更新(再配置含む)計画検討事業

## 第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

### 第1項 民生福祉

#### 第4 母子・父子・寡婦福祉

##### ●施策の目標

- ・母子寡婦福祉会の活動を通してお互いが協力し、生きがいを持ち自立した生活が送れるように支援します。
- ・親自身が生活の中で直面する精神的・経済的不安を解消でき自立した生活が出来るように、地域全体で支援をします。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・母子寡婦福祉会の活動に参加、協力することで福祉会と地域の連携や意見交換を行うことができました。

##### ●今後の課題

- ・近年は家庭観、夫婦観の多様化に伴い、離婚によるひとり親世帯の増加傾向がみられます。ひとり親世帯は経済的に不安定で社会的にも弱い立場に置かれがちのため、就労支援のための情報提供、生活相談や養育の相談が気軽に出来るように総合的な相談窓口の整備が必要になります。
- ・就労や日々の生活に追われ、児童の養育、自身や児童の健康管理など様々な面において困難が生じる恐れがあるため支援が必要になります。
- ・母子寡婦福祉会の新規加入者が少ないため、活動内容を周知する必要があります。

##### ●その対策

- ・母子・父子・寡婦家庭の経済的自立を援助するため、各種貸付金の活用を図ります。
- ・村営住宅の入居等について情報収集に努め、希望時に適宜情報提供出来るようにします。
- ・母子寡婦福祉会の活動を社会福祉協議会と共に支援をします。
- ・母子寡婦福祉会の活動内容について情報発信を行い、非会員の方に広く活動を知ってもらい、会員の増員に繋ぐことが出来るように支援します。
- ・家庭相談員による窓口を設置し、子の成長過程における進学や身体的、精神的問題など子育ての支援を行います。

##### ●具体的な事業名・工事名

###### \*ソフト事業

- ・相談支援事業
- ・貸付金貸与事業

## 第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

### 第1項 民生福祉

#### 第5 障がい者福祉

#### ●施策の目標

- ・本村の障がい者福祉については、平成23年度に策定した「東白川村障がい者計画」並びに「第3期及び4期東白川村障がい福祉計画」に基づき、「障害者自立支援法」改正後の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）を踏まえながら、東白川村の地域にあったサービスを提供することで障がいのある方が充実した日常生活を送り、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

#### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・「障害者自立支援事業」「地域生活支援事業」等、福祉サービスの提供により村内外の援護障がい者等が地域での日常生活を安定的に過ごすことができました。
- ・精神障がい者への対応について、就労継続支援B型施設「作業所えがお」への通所利用や、グループホーム「丘の上」の利用を促進したことで安定した日常生活への手段が確保できました。

#### ●今後の課題

- ・的確なサービス利用に繋げるため、地域に潜在している障がい者等やその家族が抱える問題（家族の高齢化、経済面での不安等）の早期発見が必要です。
- ・障がい福祉サービス利用者に対するサービスの評価や見直し体制の構築が必要です。
- ・身障者福祉協会東白川分会の会員の高齢化が進み、協会の活動に支障が出てきたため、今後の協会との関わり方について検討が必要です。

#### ●その対策

- ・地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施するための基幹相談支援センターを共同設置により整備します。
- ・相談支援専門員による障がい福祉サービス利用者の個別支援計画の作成・モニタリングを実施することで定期的な見直しを行い、本人の意向やその障がい者等に関わる問題を把握することで的確なサービス利用に繋がります。
- ・管内の限られた資源となる事業所を有効活用するよう、近隣市町との情報共有を図ります。
- ・障がい者が野外活動や軽スポーツを楽しむために、身障福祉協会の活動に参加しやすい環境を支援するために、移動手段の確保や、活動のPRを図るために情報発信を行います。
- ・身障者福祉協会東白川分会の新規会員加入に向けた広報活動を行います。
- ・成年後見制度の利用について広域で検討します。

#### ●具体的な事業名・工事名

##### ＊ソフト事業

- ・障害者自立支援事業（補装具給付、自立支援医療、計画相談支援、障害介護給付）
- ・障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援）
- ・地域生活支援事業（相談支援、日常生活用具給付、日中一時支援、移動支援事業）

## 第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

### 第1項 民生福祉

#### 第6 生活保護

##### ●施策の目標

- ・本村における生活保護については、病気や事故で働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり、何らかの原因によって生活に困っている人に対し、程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分自身で自立できるよう支援を進めます。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・生活保護受給者には定期的に家庭訪問を行い生活状況、健康状態の確認を行うことで日常生活の安定、精神的支援に繋ぐことができました。

##### ●今後の課題

- ・生活困窮者自立支援法による生活保護世帯以外の生活困窮者に対して支援するため、県福祉事務所、社会福祉協議会との連携が必要になります。
- ・社会福祉協議会が窓口となる低金利による「生活福祉資金貸付制度」がありますが、返済が必要で一時的な支援でしかないため、なかなか利用はありませんが社協と連携しながら、相談体制を充実する必要があります。
- ・国が実施する給付型奨学金制度について広く情報収集するとともに、大学等へ入学希望がある生活保護世帯からの相談体制の充実が必要になります。

##### ●その対策

- ・生活困窮者に対し必要な支援をするため、福祉事務所との情報の共有、情報発信をします。
- ・生活保護世帯の子どもの大学等進学率向上のため、給付型奨学金制度についての情報発信と相談体制の充実に努めます。

##### ●具体的な事業名・工事名

###### \*ソフト事業

- ・各種扶助費の給付事業
- ・生活相談窓口設置事業

## 第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

### 第1項 民生福祉

#### 第7 高齢者福祉

##### ●施策の目標

- ・75歳までを現役世代と位置付け、貴重な体験、知識、能力を活用して、元気で自立した社会生活が送れるように支援します。
- ・お互いが支え合い、高齢になり要支援、要介護状態になっても安心して住める東白川村を目指します。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・村内通院・透析通院・中核病院通院支援や各種健康教室への参加支援や、福祉車両の有効活用で買物支援等を行い、高齢者や交通手段の無い村民に対して外出支援サービスの拡大を図り、ドア・ツウ・ドアを目指した支援に繋ぐことができました。
- ・地域包括支援センターを中心に、高齢者やその家族に対して、介護をはじめとする生活全般の相談・支援体制を整え、地域のみまもり体制や認知症について啓蒙をすることができました。
- ・神土・五加交流サロンの整備により、高齢者の生きがい活動の場の充実に繋がりました。

##### ●今後の課題

- ・高齢者が持っている知識、技術を活かしてシルバー人材センター等で、社会の一員として活躍して生きがいづくりに繋がっていますが、新規の会員が少なく、今後は会員の増員が必要になってきます。
- ・高齢者の移動手段がなく、外出の機会も無く引きこもり傾向から認知症に移行するケースや、交通事故も危惧されます。そのため高齢者の移動手段を確保し、安全な交通手段として利用しやすい仕組みづくりが必要です。村外歯科への通院や買物支援ができるように更に検討を行う必要があります。
- ・福祉施設としての高齢者生活福祉センター（せせらぎ荘）は老朽化が進んでいます。サービスの充実を図る上で、せせらぎ荘の位置づけは重要であり、改修等の必要があります。
- ・独居・高齢世帯が増加するなか、老健病棟の再利用を始め、高齢者が安心して生活できる福祉施設の整備を民活も視野に入れ考えていく必要があります。

##### ●その対策

- ・高齢者が生きがいを持ちその人の技術、知識や体験を活用し社会の一員として能力を発揮出来るように支援します。
- ・高齢者の運転免許自主返納については、地域包括支援センター内に相談窓口を設置し、細やかな相談に応じる体制の確立と、返納後の外出や買い物等に外出支援車両を利用しやすいしくみづくりを検討します。
- ・高齢者が生きがいを持ち、健康寿命を長く保つための環境づくり（介護予防教室・老人クラブ活動・小集落のサロン等）をして、認知症や介護状態にならないように健康寿命の延伸を目指すとともに、認知症の人を見守る体制を強化します。

- ・介護保険制度の周知とともに、地域包括支援センターの役割や機能について広報につとめ、相談しやすく身近な場所とします。
- ・地域包括支援センターを中心に、介護予防事業や地域支援事業の充実を図ります。
- ・高齢者生活福祉センター(せせらぎ荘)の改修や機器更新を検討し、介護サービスを受けやすい環境を整備します。
- ・高齢者のための施設を具体的に検討していきます。
- ・ITを活用した通院支援バス予約システム事業を検討していきます。
- ・高齢者運転免許証自主返納制度の制定を検討します。

### ●具体的な事業名・工事名

#### \*ハード事業

- ・高齢者生活福祉センター(せせらぎ荘)の改修及び機器更新事業
- ・外出支援車両計画的更新整備事業

#### \*ソフト事業

- ・生きがいづくり教室及び地域交流会(サロン)事業
- ・外出支援サービス事業(予約システムの導入含む)
- ・配食サービス事業
- ・村単ホームヘルプ・デイサービス事業
- ・緊急通報システム事業
- ・介護予防事業
- ・地域支援事業
- ・みまもりのわ事業
- ・自動ブレーキ付先進安全自動車購入補助
- ・高齢者運転免許証自主返納制度



## 第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

### 第1項 民生福祉

#### 第8 社会保障

##### ●施策の目標

- ・国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療、介護保険、国民年金などの各社会保障制度の適正な運営に努めます。
- ・村民、みんなで支えあいながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会の実現のために、各事業会計の健全化を図りながら、制度の円滑な運営を推進します。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・国民健康保険は、平成30年度から岐阜県が財政運営の責任主体となった体制でスタートし、財政基盤の安定化が進められています。
- ・介護保険は第7期計画が平成30年度からスタートし、保険料を据え置いた上で介護給付及び総合事業への各種事業展開が進められています。
- ・後期高齢者医療は広域連合が運営しており、村は保険料の賦課徴収等が主な業務です。
- ・福祉医療は継続事業として、福祉向上に努めています。

##### ●今後の課題

(国民健康保険)

- ・高齢化の進展や医療技術の高度化、高額な新薬の使用などにより医療費は増加傾向の中、国保制度改革により保険給付費等が県から支払われる代わりに、それを根拠とした負担金を納付することとなりました。また保険者努力支援制度も始まり、特定健診を中心とした保健事業の推進を含め医療費の適正化に向けた取り組みがより一層求められています。また、人口減少に伴う国保加入者の減少は一人当たり医療費を引き上げる結果となり、国保税と県への納付金に大きな差が発生しています。

(後期高齢者医療)

- ・75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度は、県内のすべての市町村が加入する岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営しており、村は被保険者証の送付や保険料の徴収など村民に身近な業務を行っています。国民健康保険同様に、医療費を下げる取組が必要になっています。

(福祉医療)

- ・村の福祉医療制度として、子ども医療、障がい者医療、母子家庭・父子家庭医療の医療費助成事業を継続、全国的な少子高齢化の進行や医療費の増大を背景とする国の動向を見極め、村民が安心して医療にかかる医療保険制度の運営に努める必要があります。

(介護保険)

- ・急速な高齢化が進む中で、保険給付費の大幅な伸びが予想されています。第7期計画において保険料を据え置き基金の繰入を含めた財政運営が必要です。また、総合事業への対応から地域包括支援センターとの連携と機能の充実が求められています。今後の介護保険制度の改正に適切な対応を図り、予防介護や生活支援の観点から業務を推進する必要があります。



(国民年金)

- ・国民年金制度に対する不安や不信の声は少なくなりましたが、年金制度のあり方について国レベルでの検討が進められています。平成22年1月から、日本年金機構が保険料徴収事務を始めとする国民年金制度を管理運営し、村はその窓口業務として引き続き業務協力を図りながら、拡充と強化、広報活動の積極的な推進に努めていく必要があります。

●その対策

(国民健康保険)

- ・県への納付金を減らすために、医療費の適正化や保険者努力支援制度に対応するための特定健診・保健指導の充実による健康づくりに取り組みます。また、国保税の税率の見直しも今後検討していきます。他に清流の国ぎふ健康ポイント事業にも参加して、県と連携した健康意識を高める運動に取り組みます。

(後期高齢者医療)

- ・後期高齢者医療も医療費分の負担金が増加していることを受け、各種事業と連携しながら医療費の適正化に努めていきます。

(福祉医療)

- ・福祉医療制度の充実により、子ども、障がい者、母子家庭、父子家庭の親子に対して医療費を助成することにより、早期治療を進め疾病の重症化および感染拡大を防止します。また、福祉医療費も年々増加傾向にあることから、必要な医療ニーズに対し十分な医療を提供しつつ長期的に持続可能な福祉医療制度への充実をめざして岐阜県と連携しながら検討します。

(介護保険)

- ・第7期介護保険事業計画の策定により、介護予防の視点から高齢者の心身機能・活動能力等の生活レベルの低下を防止する総合事業への取組を強化するとともに、今後のサービス基盤の充実や家族介護者に対する支援及び保険給付費の適正化に取り組むよう努めます。また令和3年度から始まる第8期事業計画において、介護保険料の検討を行います。

(国民年金)

- ・国民年金制度では、長期未納による年金受給資格不足を解消するために、日本年金機構の年金事務所の協力を得て、年金相談などを行って未納防止に努め、国民年金制度の理解と被保険者の協力を得るために、積極的な広報活動を継続して行います。

●具体的な事業名・工事名

\*ソフト事業

- ・清流の国ぎふ健康ポイント事業
- ・国民健康保険税税率の見直し
- ・介護保険システム改修(R2総合行政システムへの移行)

## 第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

### 第2項 保健医療

#### 第1 健康づくり

##### ●施策の目標

- ・村民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりと健康寿命の延伸のため、「自分の健康は自分で守り、つくる」という健康意識の高揚をはかるとともに、保健・医療・福祉サービスを一体的に提供し、生涯にわたる健康づくり体制の充実に努めます。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・「健康増進計画」「データヘルス計画」を策定し、特定健診の実施やがん検診の一部無料化により、受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療を目指してきました。また健診の啓発を積極的に行いました。啓発に関しては対象者2,000人のうち、500人以上が情報を受け取り、それを話題にしていました。
- ・口腔衛生の向上を目指して口腔保健に関する啓発を行いました。
- ・食育に関しては、幼少期から学童期は学校保健会を中心に積極的に取り組み、成人期や老年期については各種保健事業を通じて啓発に努めてきました。

##### ●今後の課題

- ・健診に関する啓発は積極的に行ったつもりでしたが、それによる健診受診率の伸びはなく、特定健診の受診率は40～50%前後、がん検診も受診率10%前後と、停滞しています。
- ・口腔衛生については、10～15%の検診受診率を維持していますが、国の目標には届いていません。
- ・心の健康づくりについて、相談会や講演会を行ってきましたが、今後も心の健康づくりは重要です。また働く人のメンタルヘルスにも取り組む必要があります。
- ・若年期からの生活習慣病対策や感染症予防、心の健康づくりをすすめ、ライフステージに応じた疾病の予防、早期発見、早期治療、リハビリテーションが出来る、保健・医療・福祉サービスの一体的な提供体制の整備や充実に今後が必要です。
- ・年々高齢化率が上昇していますが、元気な高齢期を送るために、健康寿命の延伸をめざし、若年期からの健康づくり、高齢期の健康づくりや介護予防活動を充実させる必要があります。
- ・継続性の高い保健医療福祉事業の展開のために、各種専門職が不足しています。

##### ●その対策

(健康増進計画、データヘルス計画の推進)

- ・各種健診や教室等の積極的な周知、啓発を図ります。
- ・「自分の健康は自分で守り、つくる」という健康意識の高揚を図ります。
- ・家庭を基盤とした積極的な健康づくりの実践と習慣化を図ります。
- ・地域、グループなど村民が主体の健康づくりの組織の育成支援を行います。
- ・栄養(食生活)・運動・休養(こころの健康)の大切さを、関係団体との連携を大切に普及啓発

します。

- ・各年齢ステージに応じた対策を図り、すこやかな高齢期が迎えられる環境を整備します。

(保健事業の充実)

- ・専門職の計画的育成、確保を行います。
- ・保健福祉センター、診療所が連携し、20代からの生活習慣病予防対策を推進します。
- ・健康診査の啓発とともに受診勧奨に努め、適切な保健指導の実施を図ります。
- ・地域の実情や各種年代に応じた健康教育、健康相談、介護相談等を推進します。
- ・感染症予防のための啓発と予防接種を推進します。
- ・地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会や地域のボランティア等と連携し、介護予防事業を展開します。

(口腔ケアの推進)

- ・条例に基づき、ライフステージに応じた歯や口の健康づくりを推進します。
- ・乳幼児期は虫歯の予防、また成人期は歯周病疾患の予防、早期発見につとめ、8020を推進します。

(精神衛生)

- ・自殺対策計画を策定します。
- ・「相談対応のスキルアップ」や「具体的なセルフケアの方法を習得するための知識や技術を習得する」ための講習会等を開催し、メンタルヘルスケアの推進を図ります。
- ・心の相談会を開きます。
- ・働く人のメンタルヘルスを保つための啓発活動や講習会等を、事業主と連携して行います。

(健康活動拠点の確保)

- ・村民の健康活動の拠点となる保健福祉センターの適切な運営を図ります。

(保健・医療・福祉体制の整備)

- ・病気の予防、早期発見、リハビリテーションに至る保健・医療・福祉サービスの一体的な提供体制を整備します。
- ・保健事業における総合相談を推進し、医療・福祉との有機的連携を図ります。

## ●具体的な事業名・工事名

＊ハード事業

- ・地域医療センター一体的再整備事業
- ・健康情報一元化事業

＊ソフト事業

- ・各種健診事業
- ・健康づくり・健康相談・介護相談事業
- ・メンタルヘルス事業

- ・健康づくり自主グループ育成事業
- ・人間ドック・検診個人負担金助成事業
- ・予防接種事業

## 第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

### 第2項 保健医療

#### 第2 母子保健

##### ●施策の目標

- ・安心して子どもを産み育てることのできる環境を整え、妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通じて、母子の健康の確保に努めます。
- ・少子化・核家族化等に伴う子育て中の親子の孤立防止や、子育て中の不安や悩みに対する相談事業を実施し、安心して楽しく子育てができる環境をつくります。
- ・子育て世代の支援には多くの関係機関が携わるため、関係機関同士の情報共有と、途切れない支援の実現のため、子育て世代包括支援センターの設置を進めます。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・平成20年度から母子健康センターでの分娩の取り扱いを中止しましたが、その後も月2回の医師による診察、出産後の療養や乳房ケア、産後の相談は継続しており、母親や家族の不安の軽減に努めています。
- ・妊娠・出産・育児には当然経済的負担がありますが、そうした負担を少しでも軽減し、安心して妊娠、出産ができる環境を整えるため、妊婦健診への助成、出産祝金を支給することで、次代を担う子供の出産を奨励し、子どもの健全な発育及び福祉の増進を図っています。
- ・不妊不育治療費に対する助成を行い、1人の赤ちゃんが誕生しました。
- ・国の動向に合わせ、各種の母子保健事業や予防接種等を円滑に普及してきました。

##### ●今後の課題

- ・現在の取り組みの継続と、国の動向に対して今後もアンテナを高くして取り組んでいく必要があります。
- ・妊娠を望んでいる夫婦への支援が今後も必要です。
- ・安心して妊娠・出産・育児を行うために、今後も後方支援医療機関との連携を密にし、母子保健推進体制の整備に努める必要があります。
- ・未熟児の養育医療等、支援が必要な親子に対して、十分な情報提供と医療の確保に努める必要があります。
- ・子育てヘルパー派遣事業について、制度の見直しと検討が必要です。
- ・現在、子育て支援係・子育て支援室・母子保健担当係が分散しており、子育て世代支援のマネジメント部署が明確になっていないため、業務の集約が必要です。

##### ●その対策

- ・不妊・不育治療に対する助成を行います。
- ・妊婦健診の助成を行い、妊娠期の母子の健康を守ります。
- ・未熟児の養育医療を円滑に行います。
- ・母子健康センターでの産前・産後ケアや乳幼児支援を行います。

- ・妊娠期から産後を通して、訪問・相談指導の充実を図ります。
- ・乳児健診、予防接種の機会を確実に設け、子供たちの健康を守ります。
- ・情報提供の場として、ママサロン(母親間の交流)や赤ちゃん相談を実施します。
- ・子育てヘルパー派遣事業について検討します。
- ・子育て世代包括支援センターの設置により、子育て支援に関する業務を集約した拠点施設を目指します。

### ●具体的な事業名・工事名

#### \*ソフト事業

- ・不妊・不育治療助成事業
- ・妊婦健診事業
- ・母子健康センターでの療養事業
- ・訪問指導事業
- ・次世代育成事業(ママサロン、赤ちゃん相談、育児学級、はみがき教室等相談・指導事業)
- ・各種予防接種事業
- ・乳児健診、1歳6ヶ月健診、3歳児健診等の健診事業
- ・支援プラン策定事業

## 第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

### 第2項 保健医療

#### 第3 医療確保

##### ●施策の目標

- ・健康な人生を誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、人生80年時代の高齢化社会に対応できる診療環境の整備を目指し、中核病院との連携を強化し医療・介護の確立を図ります。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・村唯一の医療機関存続のため、平成20年度から診療所へ転換し、また平成22年より介護療養型医療施設を介護老人保健施設へと用途変更して、新たな医療体制を確立しました。その間さまざまな問題を抱える中、平成23年度に診療所事業改革委員会が発足、4回の議論を重ね村に答申がありました。
- ・老人クラブから議会を通じて「特別養護老人ホーム建設に係る請願」を受け、平成26年東白川村の老人福祉施設を考えるプロジェクトチームを発足させ、4回の検討を重ね、答申として老朽化した診療所と手狭な老健施設の解消のため、診療所及び老健施設の移転新築を最優先課題とし、それを受け、平成28年度基本設計、平成29年度実施設計を行い五加地区に平成30年度新診療所の建設に着手しました。

##### ●今後の課題

- ・今後は診療所事業改革委員会の答申に沿った経営改善を図るとともに、建設中の診療所及び老健施設を活用し、地域医療に合ったサービスを提供する必要があります。
- ・いつ何時発生するか予測が立たない自然災害に対し、災害時における医療体制を整備する必要があります。

##### ●その対策

(信頼される診療所)

- ・村民に愛され親しまれ利用される医療機関となるよう研修の機会を増やし、職員の意識改革を含め一丸となって常にサービス向上に努めます。

(利用しやすい診療所)

- ・新築の診療所及び老健施設へ村民が安心して通院していただけるような、地域の拠り所となるような施設を目指していきます。
- ・高齢化に対応した通院支援サービスの充実を図ります。
- ・夜間、休日の「診療所安心ホットライン」の充実を図りつつ、休日診療を充実させ、住民の不安解消等の情報発信に努め、中核病院との病診連携を強化します。
- ・医療相談人(ソーシャルワーカー)の確保と育成に努めます。

(高齢者を意識した医療の実施)

- ・今後介護老人保健施設の規模拡大を視野に入れた施設整備の充実を図ります。

(医師の体制)



- ・当分の間は医師2名体制を維持します。

(経営改善)

- ・医療機関に特に精通した専門家による指導・診断内容に基づき、改善します。
- ・「職員自ら経営に参画している」という自覚を持つよう意識を向上させます。
- ・職員の雇用確保と適正配置に努めるとともに、介護職員の処遇改善を図ります。

(医療機器の整備)

- ・地域の医療ニーズに合った医療、看護サービスを行うため、医療機器を計画的に整備します。
- ・訪問診療、訪問看護の充実のための車両、携帯用医療機器を整備します。

(保健福祉との連携)

- ・診療所の移転後も、引き続き保健福祉部門との連携を密に、保健・医療・介護(福祉)が三位一体となり、より一層の地域包括ケア体制の充実を図るとともにサービスの提供に努め、地域医療センターの一体的再整備に努めます。

(災害時の医療体制)

- ・東白川村防災計画に基づき、関係機関との連携を深め医療体制の確立と災害時に対応した施設整備に努めます。

## ●具体的な事業名・工事名

＊ハード事業

- ・医療機器及び更新事業
- ・新診療所備品購入事業

＊ソフト事業

- ・職員研修事業(介護職員及び経理事務を含む)
- ・医師の継続確保を図るための修学資金貸付制度の拡充
- ・その他医療技術者(看護師、技師、保健師等)の継続確保を図るための新たな修学資金制度の整備
- ・県へき地診療所等医師派遣事業の活用



## 第4節 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

### 第1項 教育振興

#### 第1 学校教育(小学校・中学校)

##### ●施策の目標

- ・「きたえ・高まり・伸びる」をキーワードとして、確かな学力・ゆたかな心・健やかな体の育成を主軸とし、生きる力を確かに育む活力ある学校運営を推進します。
- ・学校と家庭が緊密に連動し、生徒指導と安全管理を更に充実するとともに、相互理解と信頼関係に基づいた安定した学校経営を推進します。小中学校の連携はもとより、子育て支援室及び保育園との連携教育を推進します。
- ・子どもたちの爽やかな笑顔があふれ、ふるさとの人々が今以上に「この村の小中学校教育を受けさせたい」と思うことができるよう、確かな教育力と安定感のある学校づくりを推進します。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・少人数時代の村の教育の今後の姿を明示し、見通しをもって安定した教育を推進することが必要との観点から、「少人数に特化」した「第一次東白川村教育ビジョン」を策定し、子育て・保育、小・中学校、社会教育の各分野においてビジョンの具現化を推進しました。具体的な事業としては、「輝け！東っ子事業」として、小学校での取り組みは6年生を対象に、国技である大相撲見学を通じて見聞を広め、社会性を身につけることを目的に実施し、中学校での取り組みは2年生を対象に、お寺のない村なので、実体験を通じてお寺を知る機会と、座禅体験を通じ自己を見つめる、また、ホテルでの食事を通しテーブルマナーについて学び、社会性を磨くことを目的に実施しました。
- ・第5次総合計画前期最終として小中学校では、平成29・30年度と教育ICT事業導入のための体制を本格的に実行へ移しました。教育ICT事業は、タブレットPCを生徒用に小学校40台、中学校30台を導入し、同時に校内 Wi-Fi 環境の整備も行いました。これによって、次期学習指導要領に対応する必要な教育課程の体制を早期に整備出来ました。
- ・学校施設については、文科省から小中学校の長期施設管理目標が示され、令和2年までに「学校長寿命化計画」の策定が急務とされました。これを受け、第5次前期最終年に個別施設計画策定を実施、小中学校の主要施設の耐久度の確認及び更新計画を樹立、これによって精度の高い施設管理計画を行うことが可能となりました。

##### ●今後の課題

- ・小中学校において、今後すべての学級が20人未満になる、新たな少人数時代を迎えるに当たり、より具体的な新たな工夫が必要となります。
- ・少子化の流れは微減であった今まで以上に、第6次に向け、更なる児童生徒数の減少が見据えられています。そこで、少人数時代の到来を見据えた計画として第4次計画最終年に策定した「東白川村教育ビジョン」は、将来に対する見通し・安心・積極性をキーワードに、今後の村の教育のあるべき姿を探究し明示することで、その目的に沿う教育推進に努めていくことが重要であるとしております。
- ・村の子どもたちは和やかな地域に見守られながら保育園から中学校卒業まで、変ることのないクラスの中で成長していく環境であります。そのため、比較的、新しい環境への対応や適応度は、好ましい競い合いや、各種の感動体験が少ない環境であると言えます。
- ・生き抜く力の基礎を学校と家庭と地域が連携しながら、確実に育んでいくことが必要となります。

す。

- ・教育ICTの導入は、令和2年度小学校・令和3年度中学校の新学習指導要領に基づき「東白川村教育ビジョン」に示す積極性を考慮に、早期に環境整備に入りました。新学習指導要領に求められる「主体的・対話的で深い学び」へと繋がる『アクティブラーニング』としてICTの活用は着実に進捗しております。第5次計画後期は、プログラミング的思考を含むプログラミング教育の実施を発達の段階に応じて位置づける過程に入っております。合せて情報モラル等に係る資質・能力向上も課題として考えられます。
- ・小中学校の校舎を中心とする施設は、第5次計画の平成30年度に長寿命化計画において策定された、「東白川村小中学校個別施設計画」に基づき、確実な施設管理と適正な更新スケジュールをもって進捗管理することが可能となりました。体育館については、近年の災害に対する避難所としての求められる機能も高いため、第5次後期計画において施設の大規模改修または、長寿命化改修及びエコ改修としての計画を実施することが望まれます。
- ・今後は、更なる少子化を見据えて、保育園を含む、小中学校施設の再配置としての施設計画の検討が必要な状況に入ってきたことが窺えます。

## ●その対策

- ・更なる少人数時代と新たな教育の展開に向かって「第二次東白川村教育ビジョン」として更なる5年計画を策定します。

(学校経営)

- ・特色・特技・伝統を明確にして取り組むとともに、元気な児童生徒、元気な教職員をモットーに活力ある学校づくりを推進します。

(生きる力と教科指導)

- ・教職員の研修の充実を図り授業力と学級経営力を高め、確かな学力・ゆたかな心・健やかな体の育成を、「きたえ・高まり・伸びる」に徹して取り組みます。

(体験学習等及び進路指導)

- ・各種のふるさと学習、交流活動、研修活動、文化活動を更に充実し、視野を広めたり新たな課題に立ち向かったり、心から感動する機会を設定して、経験と自信に満ちた子どもの育成に努めます。様々な文化活動や職場体験、産業体験などにより郷土を愛する気持ちと確かな職業観を育てます。

(生徒指導)

- ・小中学校期の生徒指導はその小中学校期はもとより、その後の進路を豊かに生きていく基礎であるとの認識を深め、学校と家庭が緊密に連携して生徒指導と基本的生活習慣の確立を図ります。あらゆる機会をとらえての人権尊重と思いやりの心を育成します。

(特別支援教育)

- ・一人ひとりに応じた支援を展開するとともに、特別支援学校等との連携を密にして就学指導体制の充実を図ります。教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行います。

(連携教育)

- ・幼児教育及び一貫教育の重要性を基本として、村教育研究会の取り組みを中心とし、子育て支援室・保育園・小学校・中学校の連携教育と一貫性を推進します。

(安全管理)

- ・学校施設の定期的な安全点検を実施し事故防止に努めます。保護者、地域と連携して登下校時等の安全対策を「登下校防犯プラン」に基づき推進するとともに、情報モラルの資質・能力向上に努めます。

(学校運営支援)

- ・教育現場の多様性、専門性等に対応するため指導主事の配置を継続します。
- ・「第二次東白川村教育ビジョン」に基づき、少人数時代における村の教育を推進します。

(学校施設)

- ・子どもが豊かで快適な学校生活が送れるように、安全・安心な学校施設の整備と維持修繕に努めます。学校長寿命化計画により策定された「東白川村小中学校個別施設計画」に基づき必要な施設管理を講じます。子どもの学力・体力向上に繋がる教材備品の導入や情報活用能力を高める教育環境の整備を行います。

●具体的な事業名・工事名

＊ハード事業

(小学校)

- ・東白川小学校エアコン設置工事(R元年～段階的に整備)
- ・東白川小学校体育館改修工事(外壁含む)
- ・スクールバス更新

(中学校)

- ・東白川中学校エアコン設置工事(R元年～段階的に整備)
- ・東白川中学校屋内運動場改修事業
- ・東白川中学校屋外運動場改修事業(フェンス改修等)
- ・東白川中学校大規模改修(校舎・ランチルーム屋根瓦改修等)

(小中共通)

- ・教育ICT事業の導入(タブレットPCの1人1台化・プログラミング教育アプリ等の導入)
- ・教育ICT備品の更新・購入(大型液晶TV・プロジェクター導入)
- ・食と文化の館(給食センター)調理施設等更新事業

＊ソフト事業

- ・東っ子事業の継続実施
- ・登下校方法の検討事業(スクールバス運行見直し等)
- ・『登下校防犯プラン』に沿う、通学路点検事業
- ・小学校社会科副読本改訂事業
- ・支援室・保育園・学校支援指導事業
- ・小学校学習指導要領教師用指導書整備事業
- ・中学校学習指導要領教師用指導書整備事業

## 第4節 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

### 第1項 教育振興

#### 第2 生涯学習

##### ●施策の目標

- ・社会状況の大きな変化に伴い、新たな知識、技能の修得などの社会参加に必要な学習への意欲、高齢者の生きがいづくりなど、村民の学習意欲を喚起することが益々必要になってきています。
- ・誰もが学ぶ意欲を高め、家庭、学校、地域がそれぞれの役割の中でつながりを持ち、子どもから高齢者までもが、自主的に学べる場の提供や活動への支援、さらに指導者や団体の育成に努めることにより「生涯この村で暮らしたい」と感じられる社会教育活動の取り組みを推進します。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・青少年育成推進員の下校指導を継続し、徒歩とバスの下校の様子を知りつつ、下校のルートと危険箇所を確認。見守りについて体制ができています。
- ・家庭教育学級の推進が、妊娠期・胎児期から中学校期までの発達段階に応じて充実しています。
- ・国際ボランティア受入事業の活動プログラムを外部委託化したことで、専門性の高い活動と交流が提供できています。

##### ●今後の課題

(青少年教育)

- ・次代を担う子どもの育成のため、教育夢プラン「Create 東っ子」をより具現化するために、青少年健全育成村民会議とタイアップした事業展開をより一層推進する必要があります。

(家庭教育)

- ・家族のふれあいの減少や家庭の教育力の低下など、本来家庭が持つ役割が十分に果たされていないことや、少子化により異年齢の中での学びができないこともあり、日常生活でしつけや情操を養うことができるよう、保護者一人ひとりが家庭の役割を見つめ直し、子どもを育てていくことが大切です。

(成人教育)

- ・情報の過密化に伴い、さまざまな学習要求がある中で、最もニーズにあった学習プログラムの組み立てが必要です。また、いつでも、どこでも、だれでもが学習できる場の提供が必要です。公民館図書室は、村民の希望に対応しつつ、充実に努めてきました。引き続き図書の充実、図書室が有効に利用されるように、貸出図書コーナーの充実と学習スペースの整備が必要といえます。

(国際交流)

- ・国際社会の中にあって、他国の文化に接する機会を更に設定することが望まれます。

(講師の育成、文化協会との連携)

- ・近年のめまぐるしい社会情勢の変化に伴い、多種多様化するニーズへの対応が求められます。

## ●その対策

(青少年教育)

- ・青少年健全育成村民会議の活動をより強化し、子どもたちを事件、事故などから守るため、村ぐるみで危機感をもって子どもを見守り育てる体制を更に充実し、安全パトロールなど具体的な取り組みを推進します。
- ・子ども会や少年スポーツクラブ等が連携して、子ども応援団活動の充実に向けて支援します。また、JLC活動の充実を図り、各種行事への参加に留まらず、企画立案に取り組みます。

(家庭教育)

- ・子どもの基本的な生活習慣や社会性を育むことは、家庭の責務と役割であることを全ての親に理解してもらうための学びの場の充実を図るため、発達段階に応じた家庭教育学級の展開に努めます。

(成人教育)

- ・多様な価値観の創出と余暇活動の充実のため、各種講座を設定し、学びの場を積極的に提供します。また、気軽に学習できる場の提供として、公民館図書室の充実を図ります。

(国際交流)

- ・国際ボランティアの受入を継続し、多文化、異文化に触れ合う場を提供します。

(講師の育成、文化協会との連携)

- ・文化協会と連携し体験講座などを行います。また、講師の育成にも努めていきます。

## ●具体的な事業名・工事名

＊ハード事業

- ・公民館図書室用PC更新事業

＊ソフト事業

- ・家庭教育学級推進事業
- ・国際ボランティア受入・交流事業
- ・社会教育関係団体等補助事業

## 第4節 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

### 第1項 教育振興

### 第3 学習・文化・芸術

#### ●施策の目標

- ・地域に根ざした、村民の生き生きとした文化活動は、村の魅力と活力を高めるばかりでなく、地域に対する誇りと愛着を育むものとして益々重要になっています。そのため、村民のさまざまな文化活動を支援するため、文化に触れあう場づくりや機会づくりを進めます。
- ・歌舞伎など郷土芸能や村の重要な文化財を村の財産として、理解と愛着意識を高めながら保存・活用を図り、郷土のすばらしさとその歴史についても伝承していけるよう努めます。

#### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・心ゆたかな村づくりを目指し、講演会及びコンサートを実施したことにより、村民の文化に触れる機会を提供しました。
- ・アウトリーチ事業の実施により、芸術文化を身近に感じる機会を提供しました。
- ・はなのき会館改修事業に着手し、全4期のうち第3期工事までを終えました。
- ・文化財審議会と連携し、指定文化財の保護・保存に努めてきました。
- ・みのかも定住自立圏共生ビジョンにより、情報誌「学びのとびら」に公民館講座を掲載し、広く受講生を募集。講座の場を提供しました。
- ・村民が教育、福祉要素の高い映画にふれる機会を提供することを目的に映画上映会を開催しました。

#### ●今後の課題

- ・伝統文化、芸術を後世に残し伝えつつも、新しい文化・芸術にふれる機会を大切にし、村民に対し情報発信や機会の提供が重要と言えます。
- ・文化協会を母体として各種文化・芸術活動が展開されていますが、各サークル会員の高齢化による人員不足から存続が危ぶまれています。
- ・文化的遺産の保護、保存については、いかに次世代に伝え、今の暮らしに活かすかを地域の人々と考え、実践する必要があります。

#### ●その対策

- ・はなのき会館を中心に積極的な学習機会の提供や、村のマイクロバスを活用した村民が一流で質の高い文化・芸術に触れ、親しむ機会を提供します。
- ・文化協会を中心とした文化サークルの会員掘り起こしを支援しつつ、時代に即した新たな文化サークルづくりを支援します。
- ・現在登録されている文化財の保護・保存に努め、新たな重要な文化的遺産の調査、研究、保存活動に努めます。
- ・古いもの館に展示、保管されている民俗資料のデータベース化、展示場の有効活用と定期的な展示物の並び替えと、施設の維持管理に努めます。



- ・村の伝統行事を子どもたちに伝え、理解してもらうために、子ども会の活動や高齢者との交流を通じて、「見て・触って・やってみる」ことを体験させることが大切な要素であり、そのための学習機会を設けます。

## ●具体的な事業名・工事名

### \*ハード事業

- ・はなのき会館改修事業(設備改修工事)
- ・古いもの館維持修繕事業(実施設計、設備改修工事)
- ・ハナノキ自生地遊歩道改修事業

### \*ソフト事業

- ・はなのき会館ホール事業(文化講演会・コンサート)
- ・公民館講座事業(お出かけ公民館講座等の実施)
- ・文化の香り立つ活動事業(アウトリーチ事業)
- ・古いもの館民俗資料データベース化事業
- ・伝承芸能団体補助事業(神楽獅子舞保存会)

## 第4節 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

### 第1項 教育振興

#### 第4 生涯スポーツ

##### ●施策の目標

- ・スポーツは、体力の向上はもとより、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持に資するものです。
- ・誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現することを目的に諸条件を整備し、スポーツライフを更に推進します。
- ・総合型地域スポーツクラブと連携し、地域における身近なスポーツ環境の充実と地域住民の多様なニーズに対応できるスポーツ指導者の養成・確保を図ります。

##### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・4年に一度の村民運動会をオリンピックイヤーと重ね、6年ぶりとなる平成28年に村民オリンピックと改称して開催しました。
- ・中学校の部活動種目を対象にトップアスリート交流事業を実施しました。
- ・軽スポーツ大会を積極的に開催し、村民がスポーツを楽しむ機会を提供しました。
- ・総合運動場にスポーツトラクターを導入し、スポーツの利用環境の改善を行いました。
- ・越原及び五加運動場の屋外照明を撤去し、経費節減に努めました。

##### ●今後の課題

- ・少子高齢化により各スポーツクラブの運営力の衰退や大会の縮小が余儀なくされています。
- ・学校開放室内施設は、夜間の使用が過密状態になっています。
- ・どの種目においても指導者育成が課題と言えます。
- ・総合運動場の照明電気設備の更新が喫緊の課題です。
- ・総合運動場の屋外トイレの一部が使用できないことに加え、水洗化と改修が必要です。
- ・利用率の高い総合運動場テニスコートのオムニコートへの改修が望まれています。

##### ●その対策

- ・各種軽スポーツ大会を継続し、村民への定着を図ります。
- ・村民オリンピックを4年ごとに開催し、村民のスポーツ意識の高揚を図ります。
- ・体育協会との連携を図り、円滑な運営を目指します。
- ・潜在的なスポーツ愛好家の掘り起こしと、きっかけ作りをすることで自立運営への支援を行います。
- ・雨でも競技ができる施設の整備を検討します。

##### ●具体的な事業名・工事名



＊ハード事業

- ・総合運動場電気設備改修事業
- ・総合運動場屋外トイレ棟改修事業
- ・社会体育施設備品整備事業

＊ソフト事業

- ・指導者育成事業(指導者資格取得)
- ・各種スポーツ大会開催事業
- ・村民オリンピック開催事業
- ・体育協会との連携事業
- ・トップアスリート交流事業
- ・屋根付き運動場整備の検討事業

## 第1 公有財産

### ●施策の目標

- ・公共施設総合管理計画とその個別施設計画及び新地方公会計による固定資産台帳などに基づき、公有財産の適正な管理運用を行います。
- ・指定管理者制度の活用により、施設の有効利用を図ります。

### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・平成28年度に公共施設総合管理計画を策定し、今後10年間の公共施設の管理や更新における基本方針が明確になりました。
- ・新地方公会計による固定資産台帳が整備され、施設の減価償却率が明確となり、老朽化の進捗状況が見える化され、今後の更新計画に有効な情報が整備されました。

### ●今後の課題

- ・多くの公共施設が更新時期を迎え、改修費用の大幅な増加が見込まれています。今後40年間で要する維持更新費用を試算すると、総額413億円、年平均10.3億円となっています。これは、公共施設等を選別し更新を定期に実施すると仮定した計算ソフトによる数値で、現実的にはもう少し抑えられた形になると考えられますが、将来的には多額の維持管理コストが必要であることがうかがえます。
- ・厳しい財政状況の中、本村の特色を活かしたむらづくりを目指し、施設の長寿命化、老朽化した施設の改修・更新を計画的かつ効率的に推進することが求められます。

### ●その対策

- ・公共施設をできる限り長く使用することを基本認識として、利用率、効用、老朽度合等を総合的に勘案し、維持管理、修繕、更新等を実施します。大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷等が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図ります。
- ・全ての施設の機能の不具合や設備の劣化などに対して、従来のように修繕改修していくことは、大きな財政負担を強いることになり、これは将来の少子高齢化や人口減少予測による、今後の厳しい財政状況のもとでは現実的ではありません。そのため、点検・診断等の実施方針により早期に各施設の状態を把握し、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・建物の多くは、災害時には避難場所等として活用されているので、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能を確保するため、耐震面に懸念のある建物は、緊急度及び優先順位を判断し、計画に基づき、耐震性を備えた既存の建物に機能を移転させる方法を基本方針として災害に備えます。

## 第2 徴税適正

### ●施策の目標

- ・東白川村税務行政において、村税全体の徴税業務の適正化を目指す為、賦課・収納・滞納業務に係る税収の安定を図ることを目的としています。

### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・コンビニ収納システム導入に伴い、期限内納付も容易となり、住民サービスの向上に繋がっています。
- ・平成29年度から「その他宅地評価支援業務」の委託契約を締結し、令和3年度の土地評価替えに向けて、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)での宅地利用一部制限や画地整理による評価根拠を明確化する取り組みを開始しました。
- ・特定個人情報保護評価を関係部署と一緒に受け、情報セキュリティへの取り組みが向上しています。

### ●今後の課題

- ・滞納者で財産や収入がある方については、話し合いで分割納付を誓約していただきますが、約束を守れなかった場合の対応で、身近すぎる住民とのしがらみから差し押さえや滞納整理等の専門業務をスムーズに遂行できないことが課題となっています。
- ・特定個人情報保護評価による指摘事項改善により、更に情報セキュリティ向上に努める必要があります。
- ・令和3年度の土地の評価替えに伴い、資産価値が増減した場合の対応が求められます。

### ●その対策

- ・県・市町村税務職員相互交流を利用し滞納者の情報共有を行います。
- ・現年度・過年度分で徴収嘱託員によって回収できない滞納者については、法的な滞納処分等で対応する為、毎月未納者リストを打ち出し、電話催告を行い、毎月15日前後に戸別訪問を実施します。
- ・話し合いで解決できない場合は、財産調査を実施し、預貯金や給与、保険金等の債権差し押さえを実施します。また、家宅・車内捜索などし、身近な必需品である動産や自動車、そして最後に不動産等の公売を視野に入れ、村税へ充当します。
- ・土地の評価替えについて、広報などを通じて事前の情報提供を行い、スムーズな移行を行います。
- ・特定個人情報保護評価を関係部署と継続して実施します。
- ・官公庁オークション実施に向けての研究を行います。

## 第3 行政改革

### ●施策の目標

- ・人口減少社会に対応した柔軟で斬新な行政改革の推進と、最小の経費で最大の効果を挙げるための新たな体制づくりに取り組みます。

### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・村では、昭和60年度に第1次東白川村行政改革大綱を策定し、以後第2次を平成8年度に、第3次を平成12年度に、第4次を平成16年度に策定し、平成18年度には、総務省の要請により、集中改革プランを策定し、事務事業の見直しや、行政サービスの向上を主眼に取り組み、更に、平成24年度に第5次を策定し行政改革に取り組んできた結果、課・係の再編、病院の診療所化、職員数の削減、職員の意識改革など一定の成果を挙げてきました。
- ・平成28年度より、職員の人材育成を目的とした資格取得助成制度により、中型自動車免許や介護支援専門員等の資格取得の支援を始めました。

### ●今後の課題

- ・人口減少が、地域の担い手不足、経済活力の低下、地域コミュニティ機能の低下など、暮らしや地域社会に大きな影響を及ぼすことが予想される中、官民協働でむらづくりを推進することが必要です。
- ・多様化する村民ニーズに対応するためには、職員のスキルアップなど、組織力の強化が必要です。
- ・今後も更に、少子高齢化や人口減少が進むと見込まれる中、持続可能な行政運営を行うためには、事務の効率化を図る必要があります。

### ●その対策

- ・美しい村づくり委員会の活性化や集落座談会、村長と語る会の開催などの方策により、官民協働のむらづくりを推進します。
- ・副村長設置の検討や、職員研修の計画的な実施による人材育成、課・係の見直し、サービスの向上などの取り組みにより組織力の向上を図ります。
- ・簡易水道施設や情報通信施設など高度な知識を必要とする分野の維持、管理については、外部委託を検討します。
- ・近隣市町との連携を強化し、事務事業の広域化を推進します。
- ・臨時・非常勤職員の適正な勤務条件を確保するため、会計年度任用職員制度に基づいて適正な雇用を行います。
- ・新たな雇用のあり方としてテレワークなどの働き方を検討します。

## 第4 財政健全化

### ●施策の目標

- ・総合計画や行政改革大綱などの計画と連動して、中長期財政計画を策定し、単年度の場合的り的な財政運営でなく、計画的・効果的・効率的な財政の運営に努めます。

### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・財政調整基金の運用については、積立目標を平成21年度に4億5千万円を設定し、平成23年度に、標準財政規模の2分の1相当の8億円を設定し、積立の努力を行ってきた結果、平成24年度末財源で8億円の積立を達成でき、平成29年度末で約9億円となっています。
- ・実質公債費比率は平成18年度決算で、25.3%であった比率も、行財政改革の成果が表れ25年度決算で10.9%、平成29年度で10.2%となっています。

### ●今後の課題

- ・実質公債費比率は、28年度、29年度決算で、10.2%となりましたが、県平均は、5.8%、類似団体平均は、6.0%であり、今後も健全化への努力が必要です。
- ・財政調整基金は、近隣市町や類似団体と積立額を比較すると、まだ、積立額は少ないため、今後も積立への努力を継続する必要があります。また、その運用についても、指針を策定しておく必要があります。
- ・中長期財政計画を、固定資産台帳に基づいた財務書類の作成や、総合計画実施計画、定員管理適正化計画、行政改革大綱などと連動して作成し、安定的で持続可能な財政運営を目指します。
- ・予算の執行にあたっては、各職員が、公金が住民のみなさんの税金から生まれていることをしっかりと認識し、合法性、経済性、効率性、有効性に基づいて執行することが重要です。

### ●その対策

- ・中長期財政計画を策定するため、現在、総合計画実施計画管理システムで管理している年度別事業費を、人件費や物件費といった性質別経費ごとに管理できるようシステムを充実させることにより、単なる事業費の管理から、性質別事業費を管理できる体制を構築し、今後の財政負担内容等の分析や予測を可能にし、財政運営に資することとします。
- ・実質公債費比率は、比率を下げるのが目的ではなく、財政の悪化を早期に発見し未然に対策を講ずることが第一の目的であるので、当然、財政規律は守りつつ、比率を下げることを目標とせず、過疎対策債などの、交付税措置がある有利な起債は積極的に借り入れて、財源を確保します。
- ・財政調整基金の運用計画については、災害時への備えや財源調整として運用するとともに、総合計画等に基づく大規模な施設整備については、特定目的基金を設置して、計画的な財源の確保を図ります。
- ・職員研修を実施し、予算執行の合法性や正確性を高めるとともに、財務会計システムの有効活用などで、効率的な予算執行を図ります。
- ・決算審査、定例監査などの監査体制を充実させるとともに、村民の皆さんが監査結果を身近に感じられるように、広報やホームページ、CATVを通じてわかりやすく監査を公表し、行財政運営に対する理解と信頼性の確保を図ります。

## 第5 行政情報化

### ●施策の目標

- ・可能な限り、IT 関連技術導入前の、慣習による事務形態を排除し、徹底した行政情報化を推進することで、行財政改革に寄与するとともに、職員を定型的な業務から解放し、思考的な業務へシフトさせるよう努力します。

### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・庁内ネットワークは、平成14年度に一次整備を、機器の更新に伴い平成22年度に二次整備、平成27年度に第三次整備を実施し、ネットワークを安定的に稼働させることができました。
- ・平成28年度には、マイナンバー制度の開始に伴い情報セキュリティ強化対策を実施し、ネットワークを住民情報系、内部情報系、インターネット系の3種類に分離するとともに、住民情報系ネットワーク端末には、二要素認証を整備し、情報漏えいのリスクを軽減できました。
- ・平成30年度に例規集のインターネット公開を行い、行政サービスの向上を図ることができました。

### ●今後の課題

- ・事務に有効なシステムの新規導入や既存の情報システムを最大限に活用し、事務の効率化を図る必要があります。
- ・情報通信施設の管理は専門的な知識を必要とするため、異動の伴う職員では、対応が困難となる場合があるため、日常の保守管理についても外部委託を検討する必要があります。
- ・マイナンバー制度の特定個人情報の適正な管理を行うため、「特定個人情報保護評価」の実施などの対策が必要です。
- ・マイナンバー制度による情報連携業務も開始され、管理者や業務担当者アカウントの適正な管理が必要です。

### ●その対策

- ・ネットワークを活用した情報共有を全庁的に実施し、事務事業の内容の充実を図ります。
- ・庶務事務システムなどを積極的に導入し事務の効率化を図ります。
- ・庁内ネットワークの保守管理について、外部委託を検討します。
- ・マイナンバー制度の特定個人情報の適正な管理を行うため、「特定個人情報保護評価」を実施するとともに、情報セキュリティ教育や情報セキュリティ監査を定期的 to 実施し、組織全体としての、セキュリティ体制を強化し、情報漏えい事故を防止します。

## 第6 情報公開・情報発信

### ●施策の目標

- ・村政情報の公開により、村民の知る権利を保障するとともに、情報の透明性を高め、村民の理解と協力のもと、信頼される開かれた村政を実現します。
- ・東白川村の魅力を村民と共有するとともに、まだある潜在的な魅力を発掘し、村内外へ発信します。

### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・ホームページの適正な運用や広報誌・CATVの活用、プレスリリース等による村内外への情報発信を行いました。
- ・例規集のインターネット公開システムを、平成30年度から実施しました。

### ●今後の課題

- ・平成28年度に村公式ホームページを更新し、現在はその適正な運用に努めていますが、情報量の充実や分かりやすさ、情報鮮度(情報の更新)などが課題となっています。
- ・行政情報の発信手段としては、広報誌やホームページ、CATV、SNSなど複数のツールが使われており、その効果的な活用と体系的な運用が課題となっています。
- ・東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例を機軸に、関係する規則等を整備し、村民の要求に的確に対応できる体制づくりが課題となっています。

### ●その対策

- ・ホームページの専任担当者を1名配置し、適正な行政情報提供に努めます。
- ・災害対応時の情報発信手段として、「CATV告知放送」、「すぐメール」に加えて、ホームページ上でも情報提供を行える体制を整備します。
- ・広報、ホームページ、CATV等の関係者の情報共有を図り、効果的かつ体系的に情報提供できる体制をつくります。
- ・情報公開・個人情報保護担当者を研修等に参加させ、資質の向上を図ります。



## 第7 広域行政推進

### ●施策の目標

- ・行政区域を超えた村民ニーズに対応するため、近隣市町との広域連携を強化します。

### ●第五次総合計画前期基本計画の成果

- ・美濃加茂市との定住自立圏構想では、平成24年度から定住自立圏事業がスタートし、第2次計画(H27～R元年度)でも広域で課題に取り組むことができています。
- ・可茂地域には、可茂消防事務組合、可茂衛生施設利用組合、可茂公設地方卸売市場組合、中濃地域農業共済事務組合の4つの一部事務組合があり、広域連携が定着しています。
- ・可茂広域行政事務組合については、本来の目的と果たすべき役割を終え、今後は道路や鉄道などの交通基盤や自然、文化などの地域資源、事業の規模といった目的に合わせた市町村連携の枠組みで事業を実施していくことで、より効果的、効率化な事務の運営を行うものとして平成29年3月31日限りで解散しました。
- ・可茂広域行政事務組合の解散に伴い、新たに可茂広域行政事務連絡協議会が設置され、単独の自治体では対応することのできない困難な課題に対する調査研究及び情報交換を行うことになりました。
- ・可茂広域行政事務組合で行っていた公平委員会事務は、可茂広域公平委員会が共同で設置され、行うことになりました。

### ●今後の課題

- ・みのかも定住自立圏は、令和2年度から第3次共生ビジョンがスタートしますので、ビジョンの策定に向けて、美濃加茂市と共有できる分野についての協議が必要です。
- ・高速道路を含めた道路網の発達や高度情報化の進展により、村民の生活圏はますます拡大し、地方公共団体の行政区域を超えた行政ニーズが生じています。

### ●その対策

- ・広域的課題を解決するため、一部事務組合や任意協議会などを活用して、行政区域を超えた連携を推進し、課題を解決します。
- ・みのかも定住自立圏を活用し、ずっと暮らし続けたいと思えるような住みやすい地域づくりを目指します。
- ・みのかも定住自立圏第3次共生ビジョン(R2～R6 年度)策定を実施します。
- ・平成25年度から窓口証明書等の広域発行を可茂地区10市町村で実施していますが、今後も広域化や内容の充実を図ります。
- ・技術系職員の育成を広域で検討し、勉強会等を推進します。



# 資料編

# 満足度調査結果

## 第1章 調査結果の概要

### 1、調査の目的

本調査は、「東白川村第五次総合計画後期基本計画」(計画期間: 令和元年～4年度)を策定するにあたり、村の政策に対する村民の皆様の満足度を把握し、施策の評価の基礎資料とし、今後の行政サービスの向上や、各施策の推進に役立てるために実施しました。

### 2、調査の実施方法

- ・調査対象 中学校卒業以上で、村内在住の方(全員)
- ・調査期間 平成29年8月15日～平成29年9月15日
- ・調査方法 自治会長へ配布、回収を依頼  
回答者ご自身のことがらについてお聞きする項目→5項目  
住みやすさ・定住についてお聞きする項目→2項目  
村の政策に対する満足度についてお聞きする項目→40項目

### 3、回収結果

|      |         |
|------|---------|
| 対象者数 | 2,104 人 |
| 回答者数 | 1,340 人 |
| 回答率  | 63.7%   |

### 4、報告書の留意事項

- ・本報告書は、調査票の設問に沿う形式で構成しています。
- ・単一回答項目は、回答者数に占める、項目ごとの回答割合を棒グラフで表示しています。また、必要に応じて回答者数を括弧書きで表示しています。
- ・複数回答項目は、回答数を積み上げて、棒グラフで表示しています。
- ・満足度調査については、選択肢を数値化して平均を求めています。

## 第2章 回答者の属性

本調査の回答者の年齢、性別、居住地区、職種は次のとおりとなりました。

### 質問1 あなたの年齢は、どれに該当しますか。

○回答者の方の年代別の割合は次のとおりとなりました。



### 質問2 あなたの性別は、どちらですか。

○回答者の方の性別の割合は次のとおりとなりました。



### 質問3 あなたのお住まいの地区は、どちらですか。

○回答者の方のお住まいの地区の割合は次のとおりとなりました。



### 質問4 あなたの職種は、どれに該当しますか。

○回答者の方の職種の割合は次のとおりとなりました。



### 第3章 定住意識・住みやすさ

これから(4年後を目途)の定住予定や住みやすさについてお聞きした結果は次のとおりとなりました。

質問5 あなたはこれからも、村に住み続けたいと思いますか。

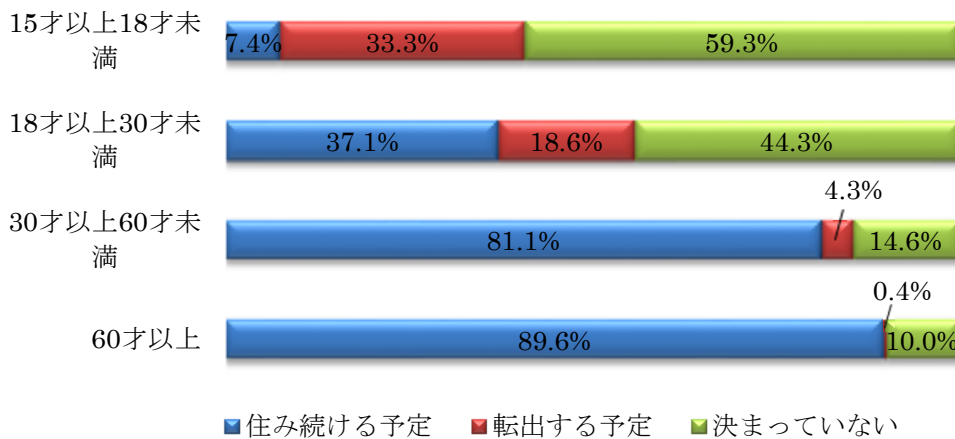
(全体)

○回答者のうち、82.3%の方は、今後も住み続ける予定と答えられました。



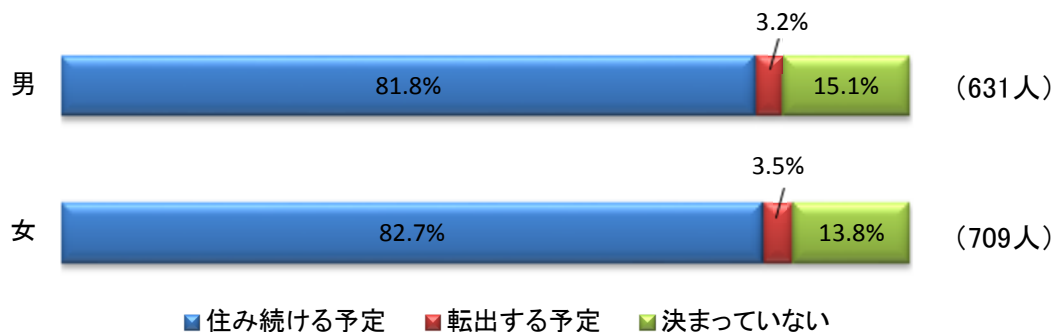
(年齢別)

○30歳未満の方は、60%以上の方が転出予定または、決まっていないと答えられました。



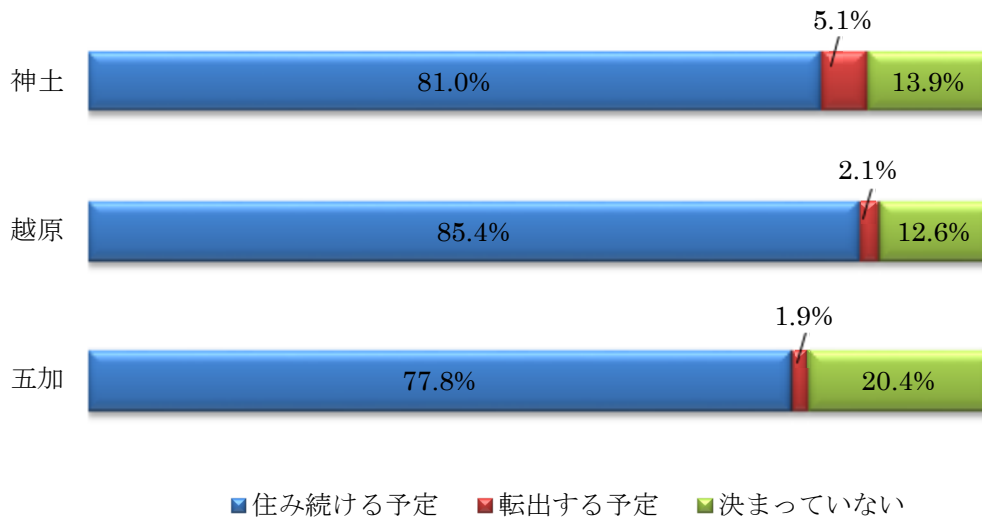
(性別)

○定住意識に男女差は、認められませんでした。



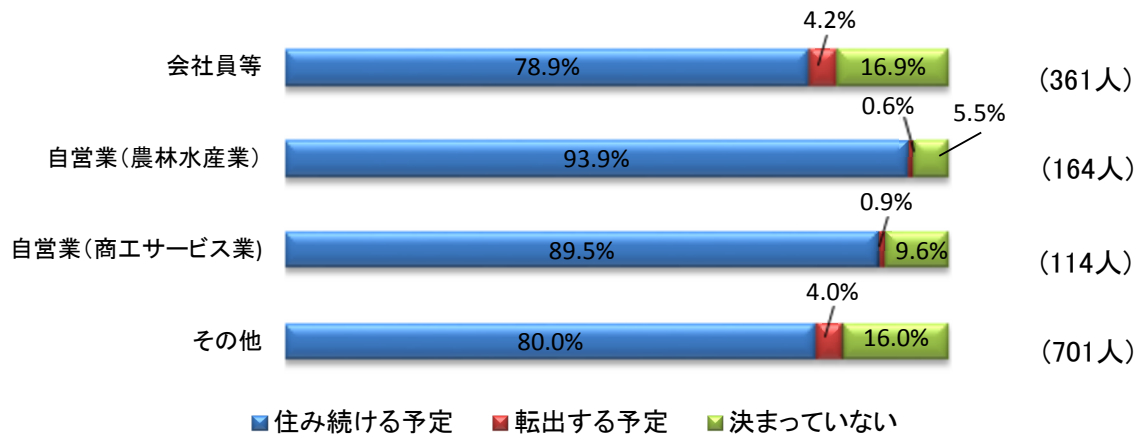
(地域別)

○定住意識に地域差は、認められませんでした。



(職種別)

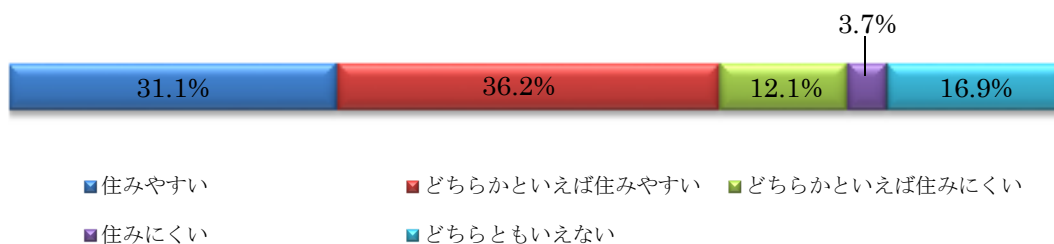
○農林水産業の皆さんに若干、定住意識が高いことが、認められました。



質問6 あなたは、現在の東白川村が住みやすいと思いますか。

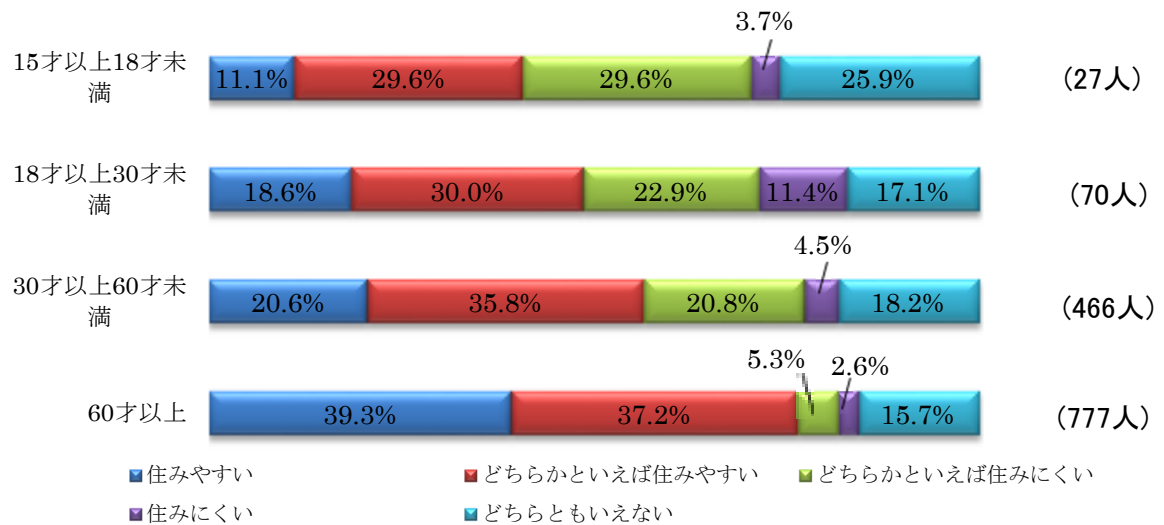
(全体)

○67%以上の方が、住みやすいまたは、どちらかと言えば住みやすいと答えられました。



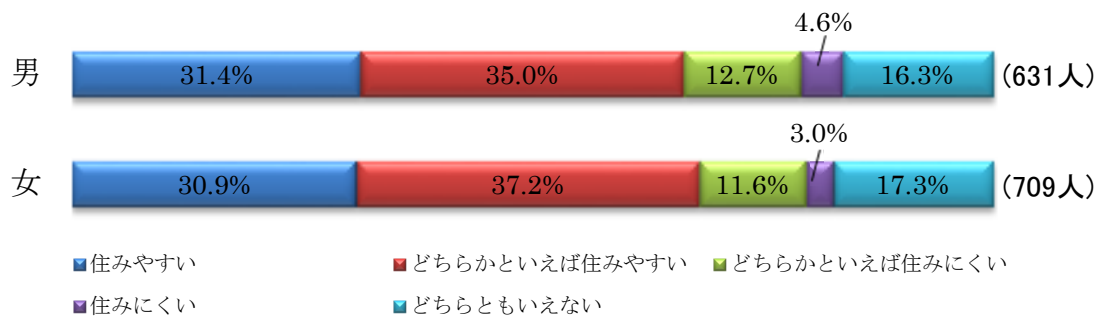
### (年代別)

○30歳以上の世代には住みやすく、30歳未満の世代には住みにくい環境であることが、認められました。



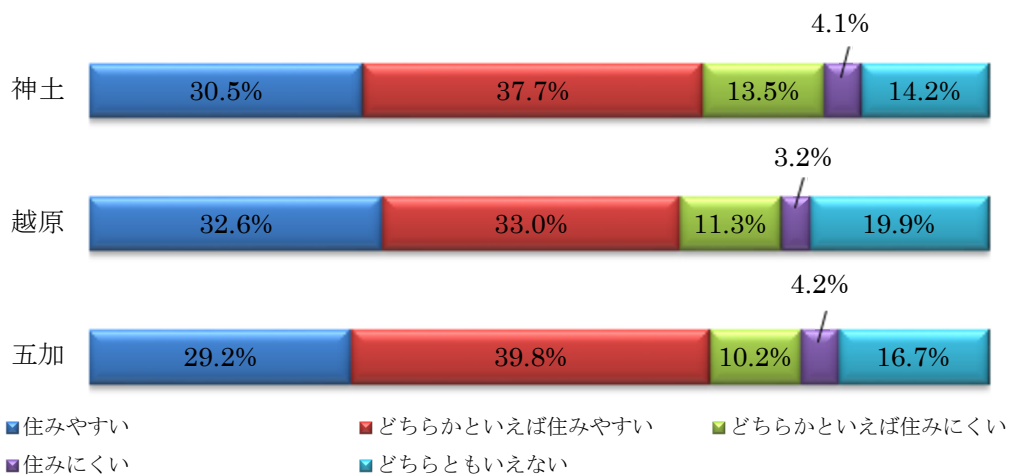
### (男女別)

○住みやすさの男女差は、認められませんでした。



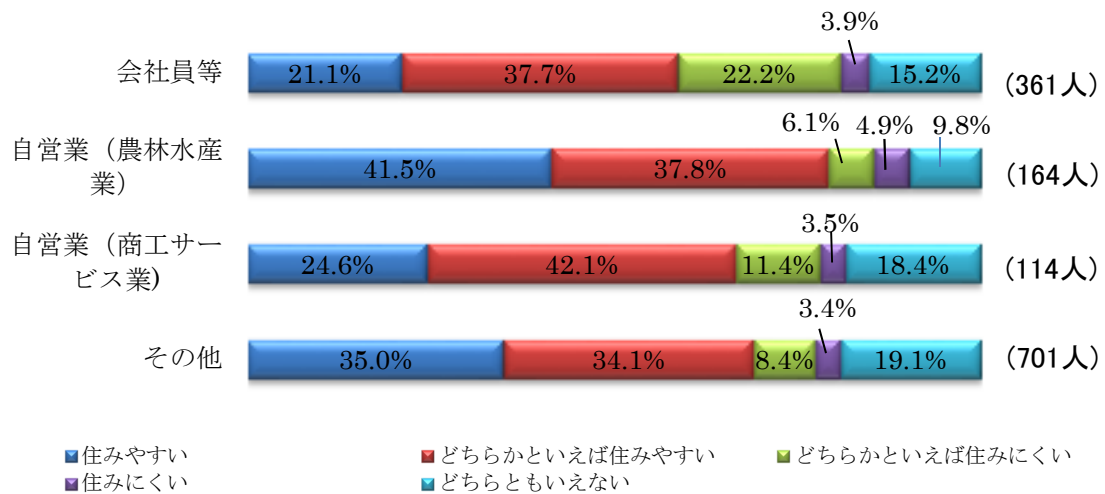
### (地域別)

○住みやすさの地域差は、認められませんでした。



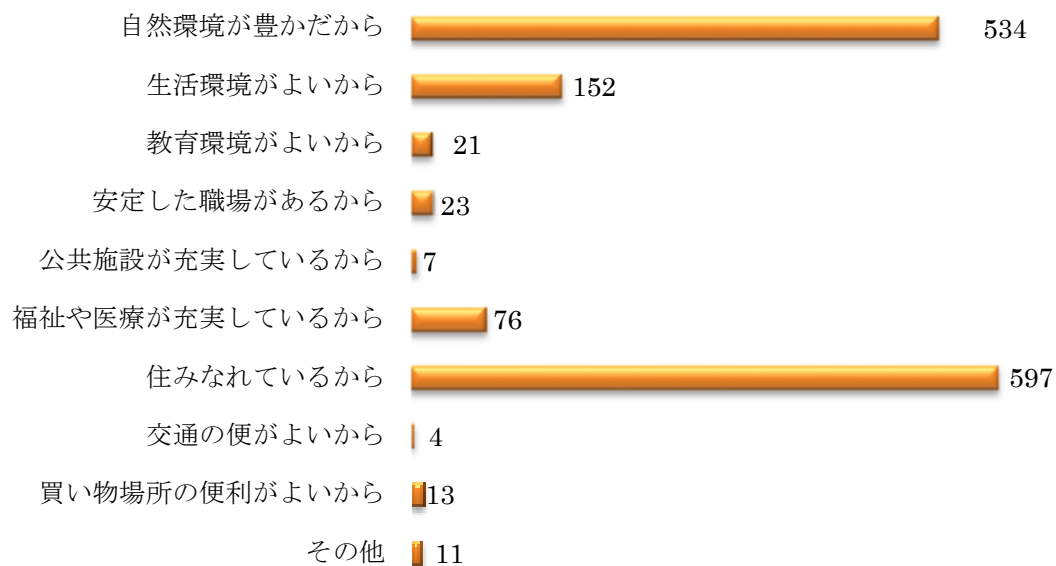
(職種別)

○農林水産業のみなさんに、住みやすい環境が認められました。



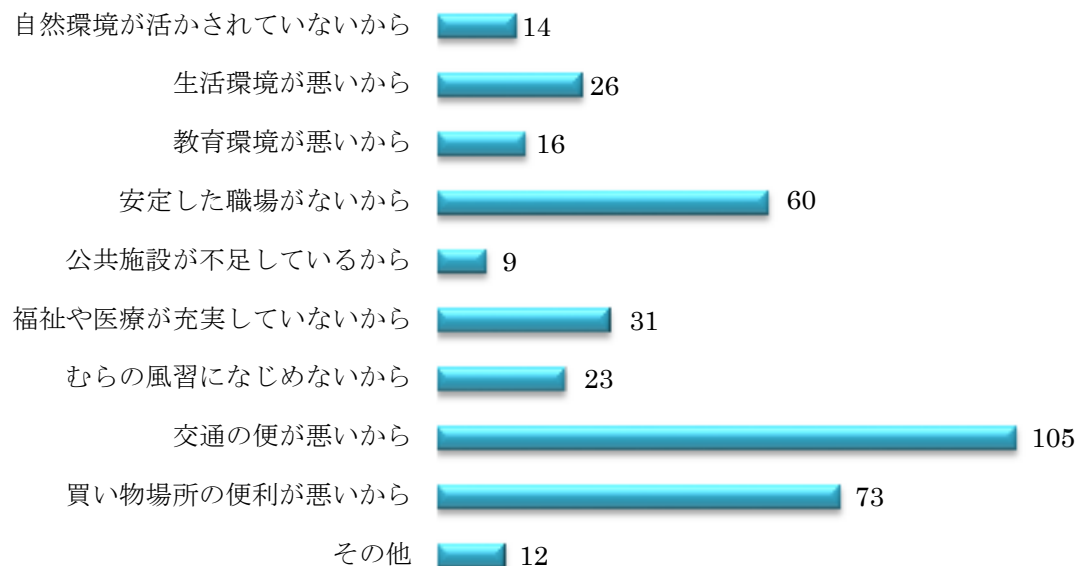
質問6-1 質問6で「住みやすい」または、「どちらかといえば住みやすい」とお答えになった方にお聞きます。住みやすいと思う理由は何ですか。

○住みやすさの理由では、「住みなれているから」、「自然環境が豊かだから」でポイントが高くなりました。



質問6-2 質問6で「住みにくい」または、「どちらかといえば住みにくい」とお答えになった方にお聞きます。住みにくいと思う理由は何ですか。

○住みにくい理由では、「交通の便が悪いから」「買い物場所の便利が悪いから」「安定した職場がないから」でポイントが高くなりました。





## 第4章 満足度意識

質問7 現在、東白川村が取り組んでいるむらづくりについて、どの程度「満足」していますか。

### 1、満足度の算出方法

次の表のとおり、選択肢を点数化し、その総和を回答者数(無回答及びすべての項目がどちらともいえないを除く)を除して平均点を求めています。

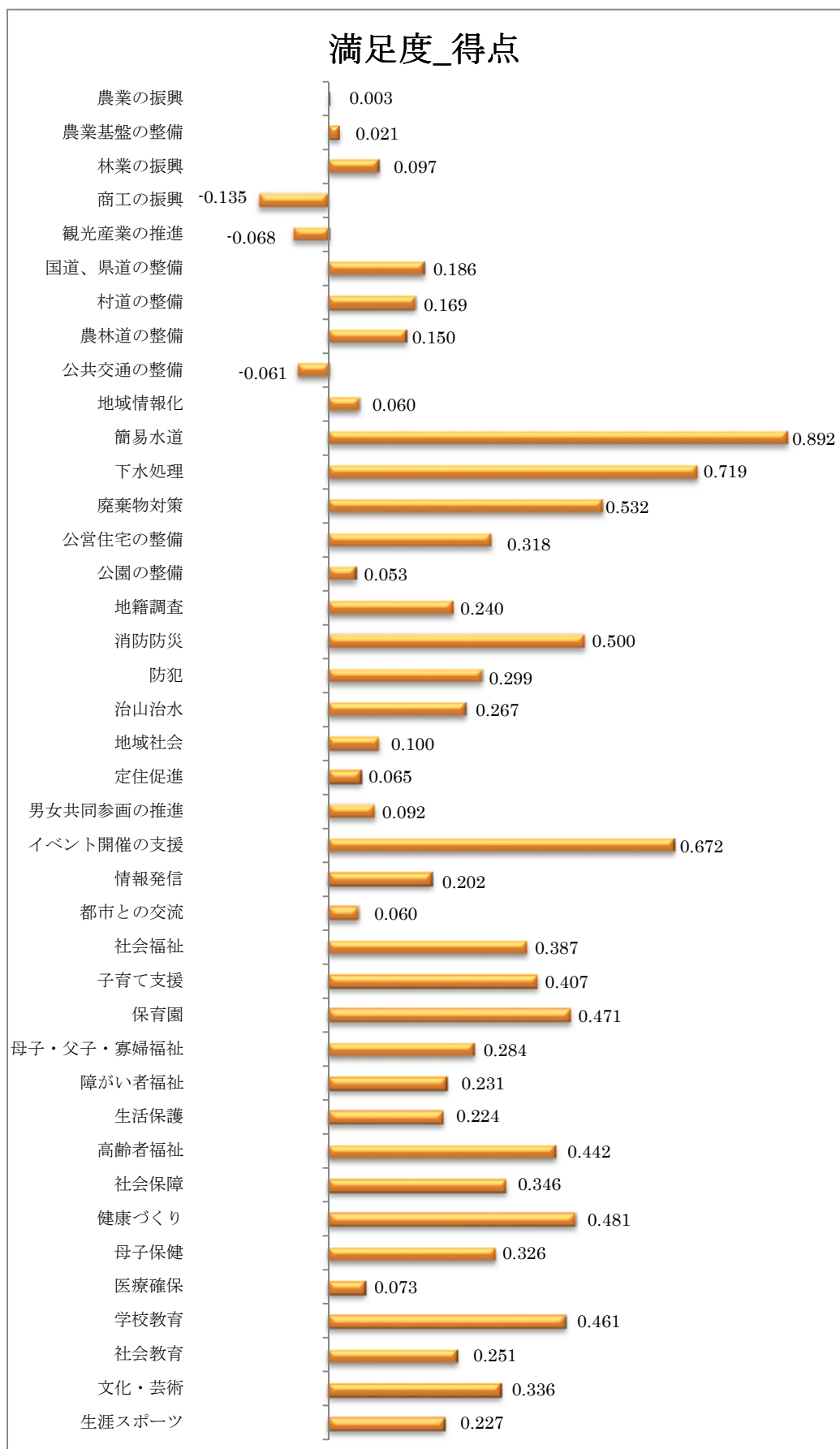
| 満足度          |    |
|--------------|----|
| 1.満足         | +2 |
| 2.どちらかといえば満足 | +1 |
| 3.どちらともいえない  | 0  |
| 4.どちらかといえば不満 | -1 |
| 5.不満         | -2 |

### 2、満足度の結果概要

満足度の平均点は、0.26点となっており、満足しているという評価が不満を上回っています。分野別では、「簡易水道」が最も高くなっています。これに対し、「商工の振興」が最も低くなっています。

| 満足度の高い施策(上位5施策) | 満足度の低い施策(下位5施策) |
|-----------------|-----------------|
| 1. 簡易水道         | 1. 商工の振興        |
| 2. 下水処理         | 2. 観光産業の推進      |
| 3. イベント開催の支援    | 3. 公共交通の整備      |
| 4. 廃棄物対策        | 4. 農業の振興        |
| 5. 消防防災         | 5. 農業基盤の整備      |

### 3、満足度(グラフ)



#### 4、満足度結果一覧表

| 区分    | 施策の名称      | 回答件数  | 満足度_得点 |
|-------|------------|-------|--------|
| 産業活力  | 農業の振興      | 868   | 0.003  |
|       | 農業基盤の整備    | 854   | 0.021  |
|       | 林業の振興      | 827   | 0.097  |
|       | 商工の振興      | 837   | -0.135 |
|       | 観光産業の推進    | 856   | -0.068 |
| 交通通信  | 国道、県道の整備   | 1,181 | 0.186  |
|       | 村道の整備      | 1,198 | 0.169  |
|       | 農林道の整備     | 963   | 0.150  |
|       | 公共交通の整備    | 1,078 | -0.061 |
|       | 地域情報化      | 1,027 | 0.060  |
| 生活環境  | 簡易水道       | 1,219 | 0.892  |
|       | 下水処理       | 1,178 | 0.719  |
|       | 廃棄物対策      | 1,157 | 0.532  |
|       | 公営住宅の整備    | 876   | 0.318  |
|       | 公園の整備      | 985   | 0.053  |
|       | 地籍調査       | 887   | 0.240  |
| 安全確保  | 消防防災       | 1,078 | 0.500  |
|       | 防犯         | 1,059 | 0.299  |
|       | 治山治水       | 997   | 0.267  |
| 地域活性化 | 地域社会       | 1,064 | 0.100  |
|       | 定住促進       | 1,001 | 0.065  |
|       | 男女共同参画の推進  | 965   | 0.092  |
|       | イベント開催の支援  | 1,140 | 0.672  |
|       | 情報発信       | 1,019 | 0.202  |
|       | 都市との交流     | 949   | 0.060  |
| 民生福祉  | 社会福祉       | 1,070 | 0.387  |
|       | 子育て支援      | 830   | 0.407  |
|       | 保育園        | 801   | 0.471  |
|       | 母子・父子・寡婦福祉 | 783   | 0.284  |
|       | 障がい者福祉     | 821   | 0.231  |
|       | 生活保護       | 842   | 0.224  |
|       | 高齢者福祉      | 1,009 | 0.442  |
|       | 社会保障       | 1,039 | 0.346  |
| 保健医療  | 健康づくり      | 1,055 | 0.481  |
|       | 母子保健       | 766   | 0.326  |
|       | 医療確保       | 1,116 | 0.073  |
| 教育振興  | 学校教育       | 838   | 0.461  |
|       | 社会教育       | 862   | 0.251  |
|       | 文化・芸術      | 913   | 0.336  |
|       | 生涯スポーツ     | 927   | 0.227  |
|       | 平均         |       | 0.26   |